

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年11月26日

【事業年度】 第7期(自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)

【会社名】 株式会社Branding Engineer

【英訳名】 Branding Engineer CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役CEO 河端 保志

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区円山町28 - 3 いちご渋谷道玄坂ビル5 F

【電話番号】 03-6416-0057

【事務連絡者氏名】 取締役CFO コーポレートマネジメント本部長 谷邊 紘史

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区円山町28 - 3 いちご渋谷道玄坂ビル5 F

【電話番号】 03-6416-0057

【事務連絡者氏名】 取締役CFO コーポレートマネジメント本部長 谷邊 紘史

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
決算年月	2016年8月	2017年8月	2018年8月	2019年8月	2020年8月
売上高 (千円)	386,624	975,266	2,448,530	2,819,764	3,110,686
経常利益又は経常損失 (千円)	1,316	29,451	101,610	143,242	116,723
当期純利益又は当期純損失 (千円)	372	19,203	71,228	109,822	80,331
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)					
資本金 (千円)	61,098	61,098	61,098	61,098	128,718
発行済株式総数 (株)	121,835	121,835	121,835	121,835	5,173,400
純資産額 (千円)	122,973	103,769	178,021	287,844	503,416
総資産額 (千円)	239,417	391,769	783,247	898,559	1,137,778
1株当たり純資産額 (円)	1,009.35	851.72	35.91	58.44	96.72
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	()	()	()	()	()
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純損失 (円)	3.30	157.62	14.62	22.54	16.34
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)					14.54
自己資本比率 (%)	51.4	26.5	22.3	31.7	44.0
自己資本利益率 (%)	0.5		51.1	47.8	20.5
株価収益率 (倍)					147.4
配当性向 (%)					
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)			213,637	84,388	72,064
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)			21,114	22,482	19,612
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)			118,387	4,385	206,963
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)			412,495	470,016	585,302
従業員数 〔外、平均臨時 雇用者数〕 (名)	29 (5)	62 (4)	111 (15)	129 (17)	165 (15)
株主総利回り (比較指標:) (%)	()	()	()	()	()
最高株価 (円)					3,420
最低株価 (円)					2,060

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

4. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。

5. 第3期、第4期、第5期及び第6期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

6. 第7期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、当社は2020年7月7日付で東京証券取引所マザー

ズ市場に上場したため、新規上場日から当事業年度末までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。

7. 第4期の自己資本利益率については、当期純損失であるため、記載しておりません。
8. 第3期、第4期、第5期及び第6期の株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
9. 第3期及び第4期については、キャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フロー計算書に係る各項目については記載しておりません。
10. 従業員数は就業人数であり、臨時雇用者数（アルバイト、インターンを含み、派遣社員は除く。）は年間の平均人員（1日当たり8時間換算）を（ ）内に外数で記載しております。
11. 第5期、第6期及び第7期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）の規定に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、仰星監査法人により監査を受けております。
なお、第3期及び第4期については、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しております。また、当該数値については、仰星監査法人の監査を受けておりません。
12. 2020年3月6日付で普通株式1株について40株の株式分割を行っておりますが、第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しています。
13. 当社株式は2020年7月7日に東京証券取引所マザーズに株式を上場しましたので、株主総利回り及び比較指標については、記載しておりません。
14. 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおける株価を記載しております。ただし、当社株式は、2020年7月7日付で東京証券取引所マザーズ市場に上場したため、それ以前の株価については該当がありません。

2 【沿革】

年月	概要
2013年10月	ITエンジニア領域に特化したHRテクノロジー、システムコンサルティング企業として東京都渋谷区恵比寿西に株式会社Branding Engineerを設立し、受託開発事業（現在のFCS事業）を開始
2014年9月	総額20,007千円の第三者割当増資を実施
2015年1月	Midworks事業部を創設しSES（注1）事業を開始
2015年8月	有料職業紹介事業の許可を取得（許可番号：13 - コ - 307261）
2015年9月	労働者派遣事業の許可を取得（許可番号：派13 - 306090）
2015年10月	ITエンジニア特化型ダイレクトリクルーティングサービス「TechStars」を開始
2016年3月	ITエンジニアの独立支援サービス「Midworks」（注2）を開始
2016年7月	総額101,990千円の第三者割当増資を実施
2016年9月	東京都渋谷区円山町に本社を移転
2016年10月	メディア事業として、IT人材のためのキャリアスタイルマガジン「Mayonez」サイトの運営を開始
2017年5月	ビジネスパーソンのためのキャリアスタイルマガジン「Tap-biz」サイトの運営を開始
2017年10月	AI/ブロックチェーン/IoTなどの最新技術を学べるプログラミングスクール「tech boost」を開始
2018年8月	プライバシーマーク取得（認定番号：第17003374号）
2019年8月	メディア運営を行う企業に対して記事を作成代行するサービス「SAKAKU」を開始
2019年11月	「tech boost」にキャリアカウンセリング（転職保証付）サービスを付帯した受講コース「tech boost pro」を開始
2020年7月	東京証券取引所マザーズに株式を上場

（注1）SES：System Engineering Serviceの略称。クライアント先に常駐してソフトウェアやシステムの開発等の業務を請け負うサービスを指す。

（注2）「Midworks」：当社が運営する独立を目指すITエンジニアが登録するWebサイトを通じたサービス名称を指す。

3 【事業の内容】

当社は「Break The Common Sense」を経営ビジョンに掲げ、「テクノロジー×HR (Human Resources)」をテーマに、ITエンジニアに特化した事業を行っております。当社の事業は、ITエンジニアにはキャリア開発の機会と安心して就業できる機会を提供し、そのITエンジニアのリソースを、従来の雇用形態に捉われない様々な形でITサービスの開発力不足に悩む企業に提供することで、国内におけるITエンジニアの人材不足を解決するソリューションを提供しております。

具体的には、ITエンジニアと主にITサービスの開発を行う企業をマッチングさせ、SES事業及び人材派遣事業を行う「Midworks事業」、主にITエンジニアやビジネスパーソンへの情報発信を行う「メディア事業」、プログラミング教育サービスのtech boostを運営する「tech boost事業」、ITエンジニアを必要とする企業へ受託開発サービス及びコンサルティングを提供する「FCS事業」及びITエンジニアに特化した転職支援サービスのTechStarsを運営する「その他事業」があり、エンジニアの学習から情報収集、独立支援や企業紹介等、エンジニアのキャリアに関するトータルサービスを展開しております。各事業内容は以下のとおりであります。

なお、当事業年度より、従来「その他」に含まれていた「tech boost事業」について量的な重要性が増したため報告セグメントとして記載する方法に変更しております。

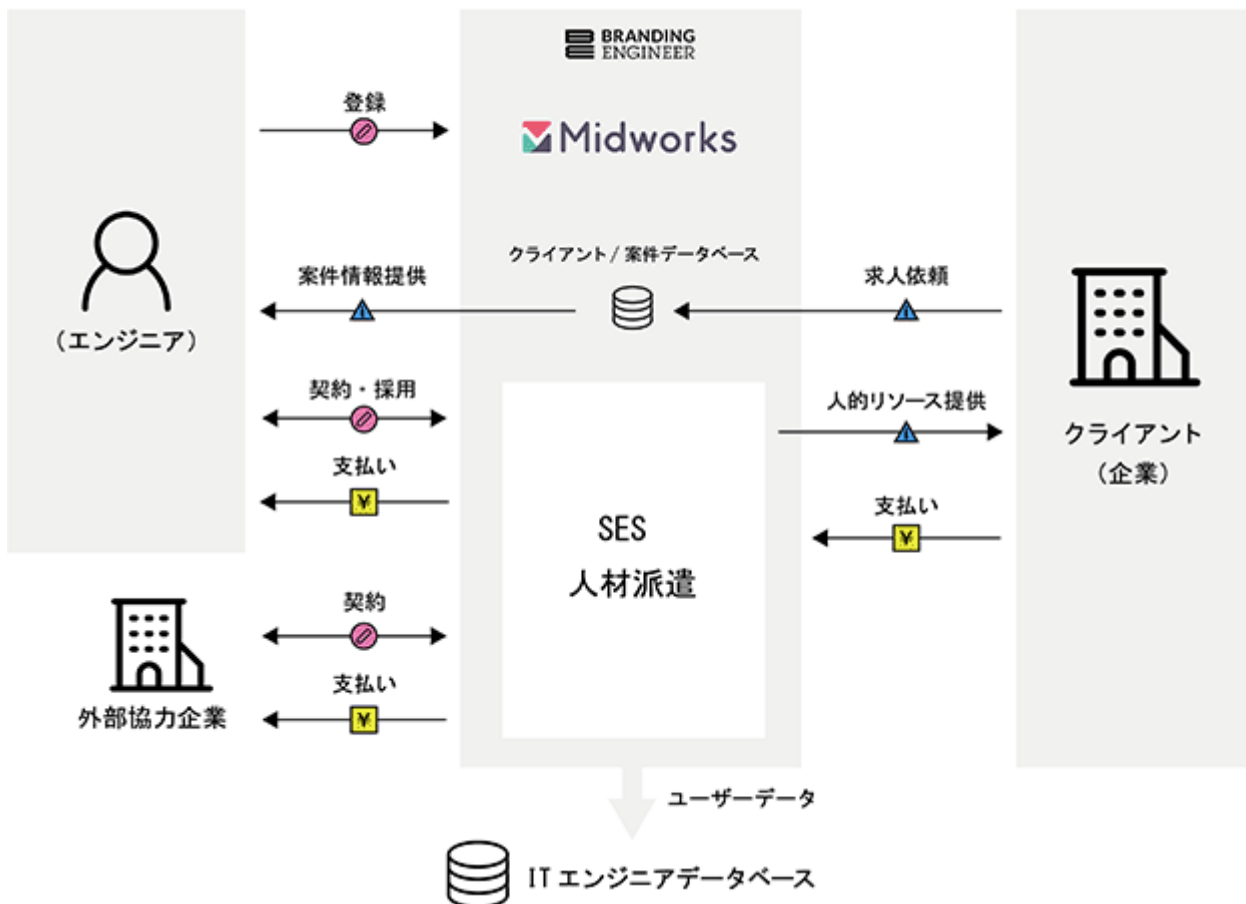
(1) Midworks事業

当社のMidworks事業は、フリーランスエンジニア、当社の社員として雇用するエンジニア及び外部協力企業のエンジニアと企業をマッチングさせ、準委任契約に基づき客先にITエンジニアを常駐させるSES事業及び派遣契約に基づく人材派遣事業を行っております。

ITエンジニアがスキルを活かして収入を増やそうとする際の選択肢のひとつとして、フリーランスとして独立することが考えられます。しかし、独立すると収入が不安定になること、スキル維持・向上やその他の経費負担が生じること、万が一の際の保障が充実していないこと等が不安材料となり、独立に踏み切れないやITエンジニアも存在します。

当社のMidworks事業は、ITエンジニアが抱える独立に対する不安材料（収入・経費・保障）を可能な限り最小化し、安心して独立できる支援サービスを提供しております。そして、Midworksに登録されたITエンジニアのデータベースと開発力不足に悩む企業の求人ニーズとのマッチングを行い、ITエンジニアと企業の最適なマッチングを実現することで、企業の開発リソース不足を解決しております。

Midworks 事業



(2) メディア事業

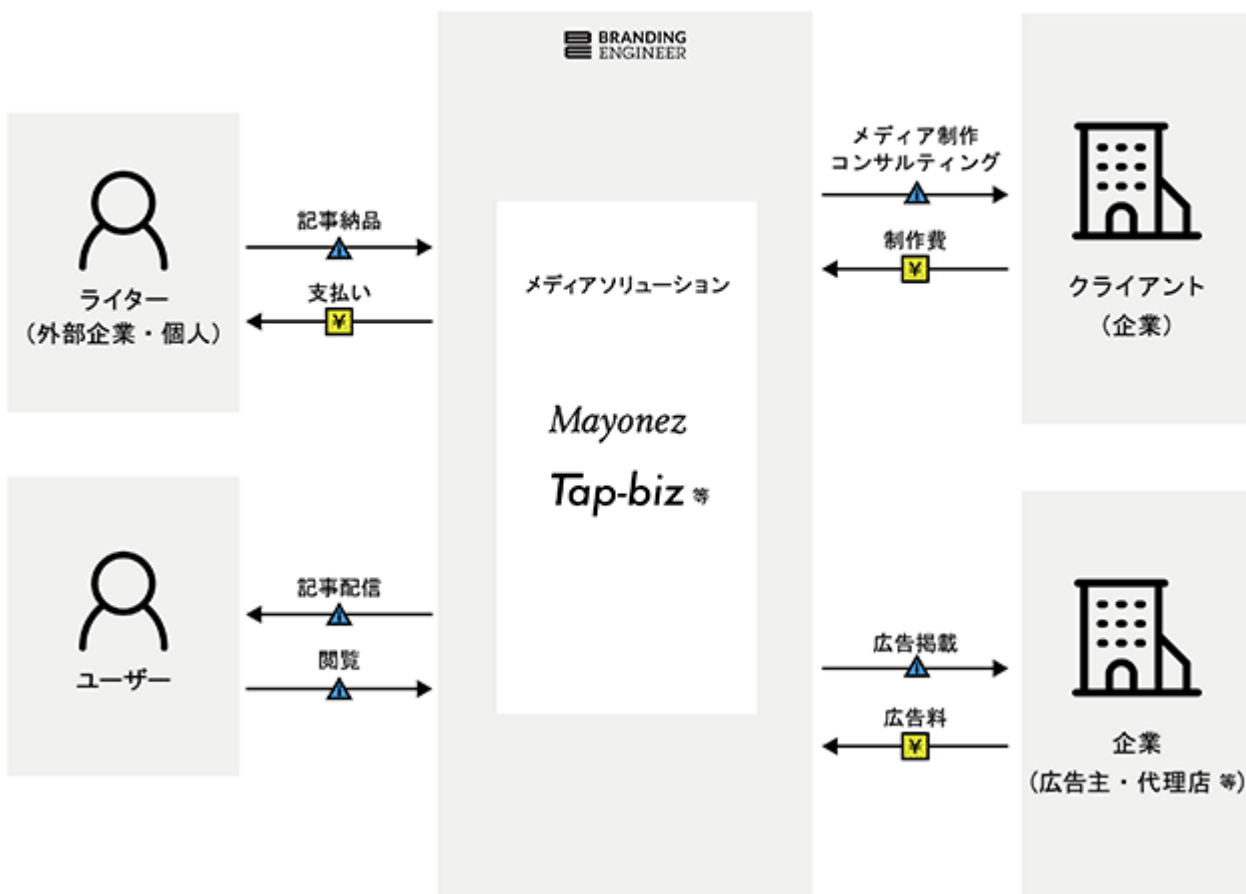
当社のメディア事業では、「ITエンジニアがキャリアに迷わない」をテーマに、ITエンジニア向けの有益な情報配信に特化したメディア「Mayonez」とビジネスパーソン向けの有益な情報配信に特化したメディア「Tap-biz」を中心として、複数の情報配信メディアを展開しております。

当社は、情報配信メディアを通じて独自に蓄積されたユーザーデータ（記事閲覧履歴、ユーザーの登録した興味・関心カテゴリ等）の活用、複数の情報配信メディアを運営することによるアドネットワーク（複数の広告配信可能なメディアを束ねて広告を一括配信する仕組み）の活用を通じて、広告主に対して効果の高い広告配信を行い、広告収入を得ております。

また、当社はこうした複数の情報配信メディア運営を省力化するためのCMS（Content Management System）を独自で開発しました。このCMSを、情報配信メディアを運営する企業にOEM（Original Equipment Manufacturing）として提供することにより、システム利用料及びその導入・運用に関するコンサルティング収入を得ております。

さらに、メディアを訪れたITエンジニアやこれからITエンジニアを目指す方を、当社の他サービス（独立支援のMidworks、転職支援のTechStars、プログラミング学習サービスのtech boost等）に誘導することで、他サービスの収益獲得機会の発掘にも貢献しております。

メディア事業

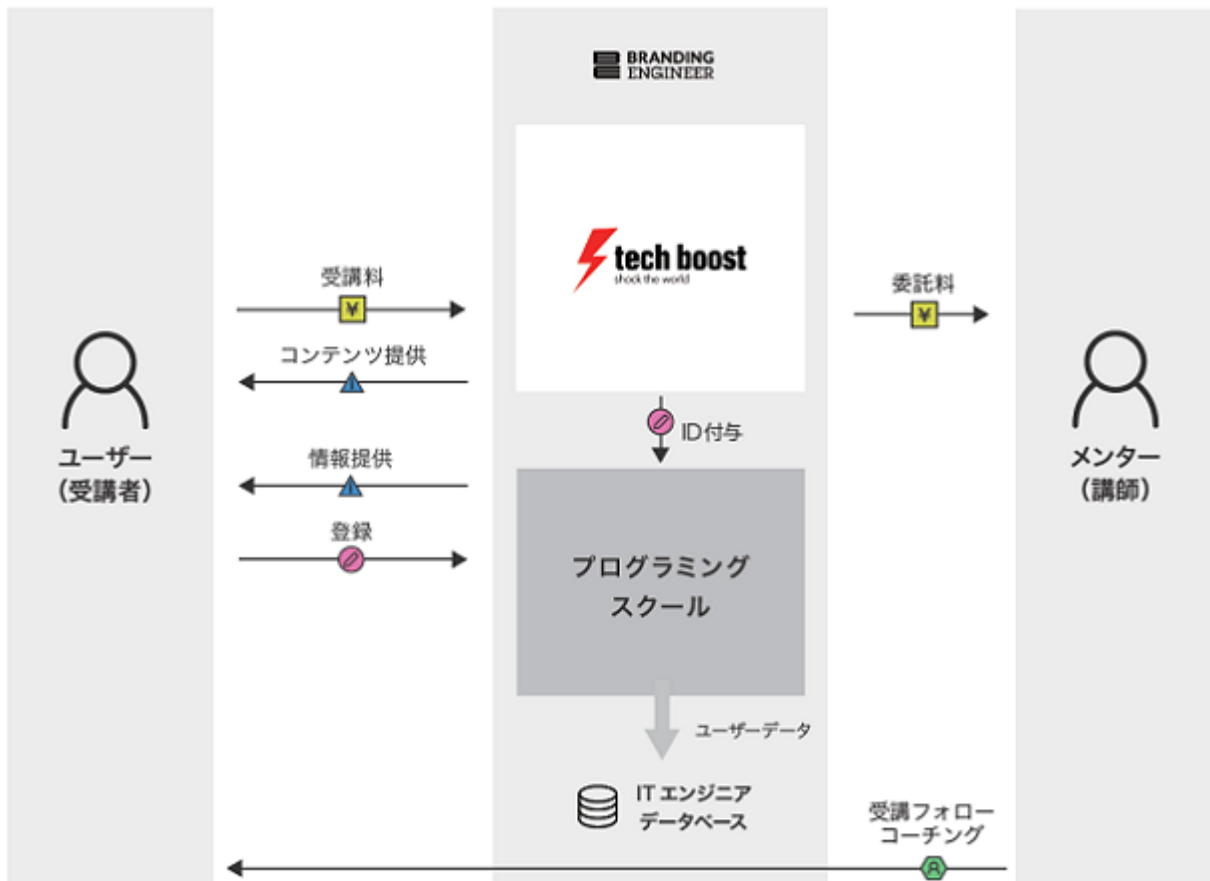


(3) tech boost事業

tech boost事業は、ITエンジニアを目指す人を対象に、プログラミング教育を提供する学習サービスです。基本的なWeb開発言語から、AIやIoT、ブロックチェーンといった最先端の革新技術まで、受講者の経験やニーズに応じた幅広い学習機会を提供しております。従来のプログラミング教室とは異なり、オンラインでのシステム学習によりカリキュラムの大半が完結する独自の学習サービスに加え、現役エンジニアによるマンツーマンのコーチング制をとっております。

また、受講者に対してはキャリアカウンセリングを継続して行い、Midworks事業やTechStars事業等、当社の別事業とも連携して学習内容を実務で活かすためのキャリア形成まで支援していることが、当社サービスの特徴です。

なお、当事業年度より法人向けのサービスを開始し、事業の拡大を図っております。

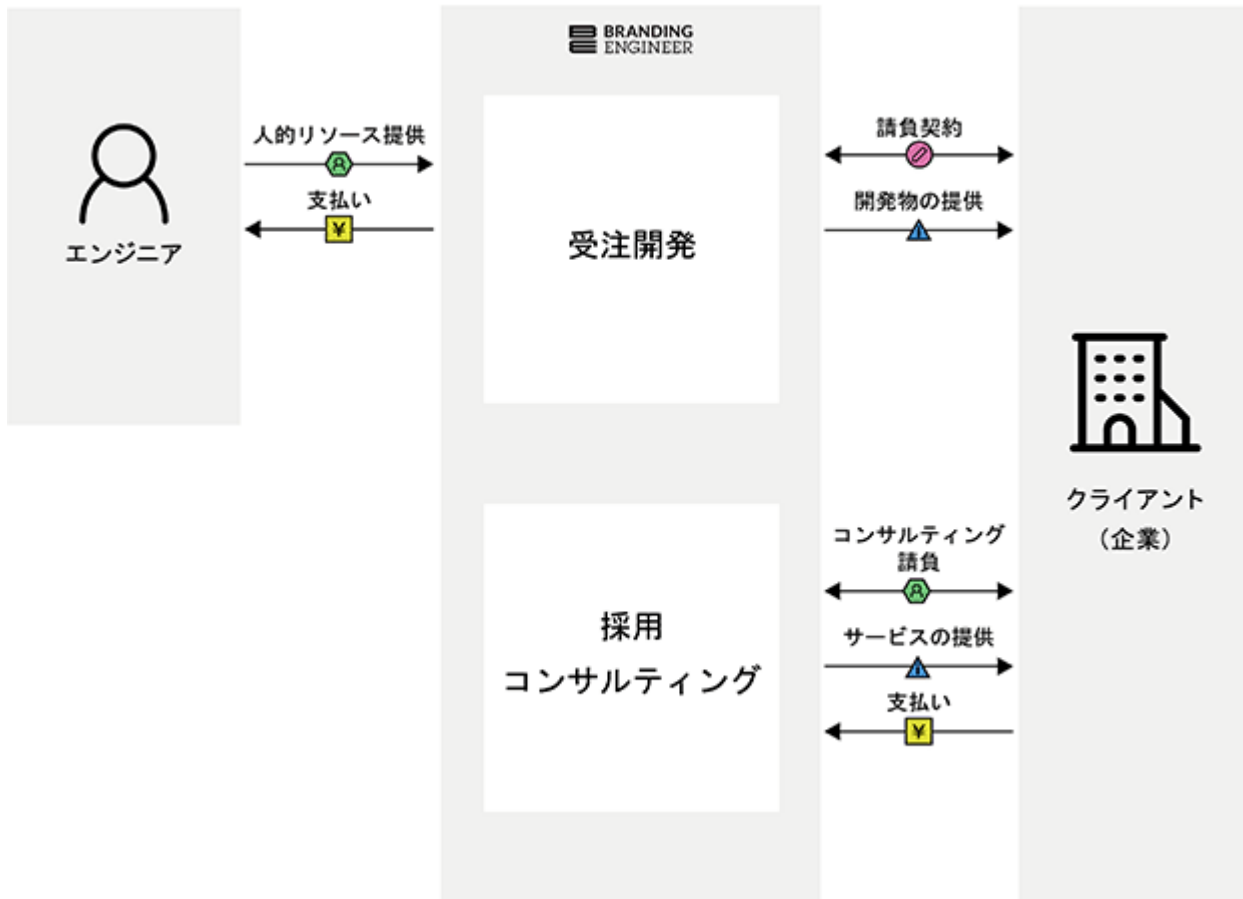


(4) FCS事業

FCS事業は、自社にエンジニア部門がないため自社開発を行うことができない企業に対して、受託開発及びエンジニア部門立上げのコンサルティングとして人員採用からチーム組成まで、企業のニーズに合わせたサービスを行っております。

当社のFCS事業の大きな特徴としては単なる受託開発ではなく、エンジニア部門の立上げまでをコンサルティングできることにあります。このため、エンジニア部門を有していないため開発をあきらめていた企業にもサービス提供が可能となっております。

FCS 事業

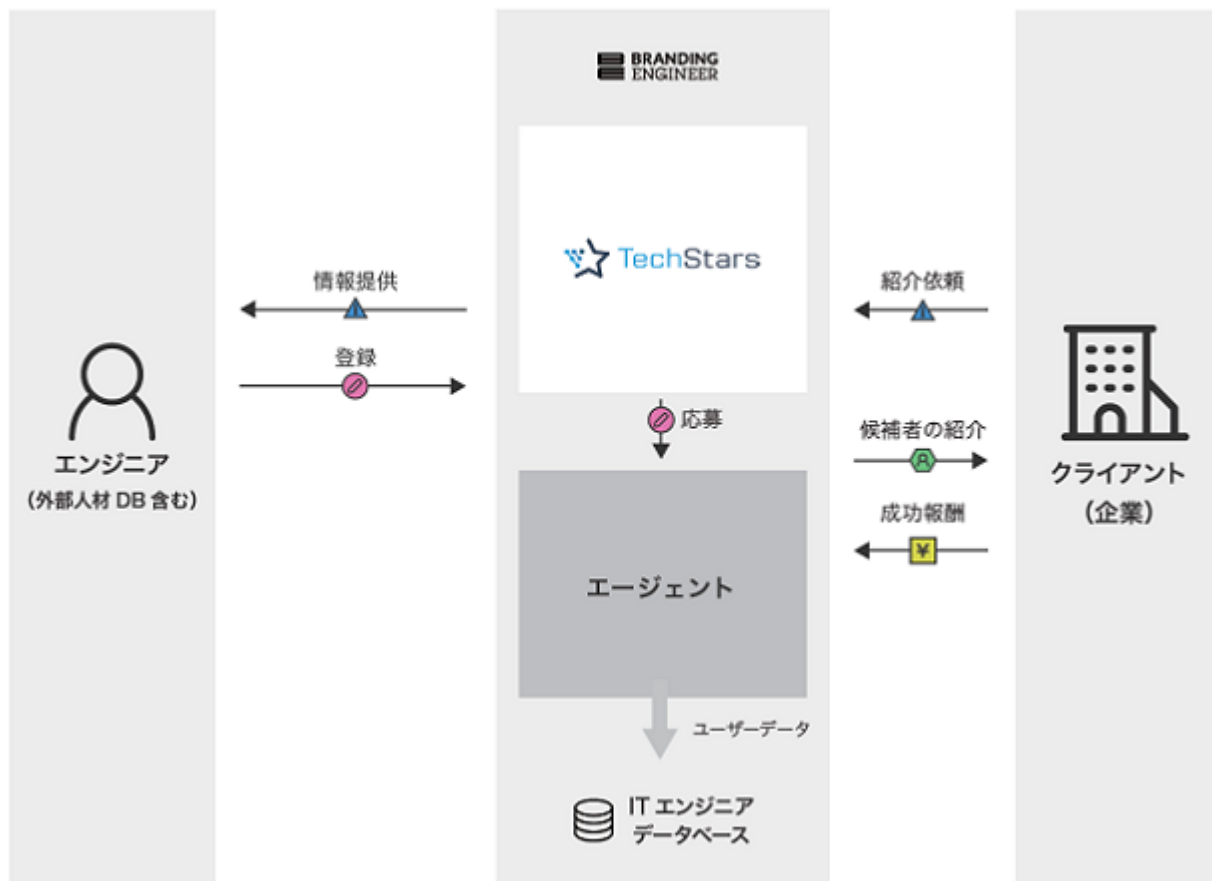


(5) その他事業

当社のその他事業であるTechStars事業は、ITエンジニアに特化した転職支援サービスです。

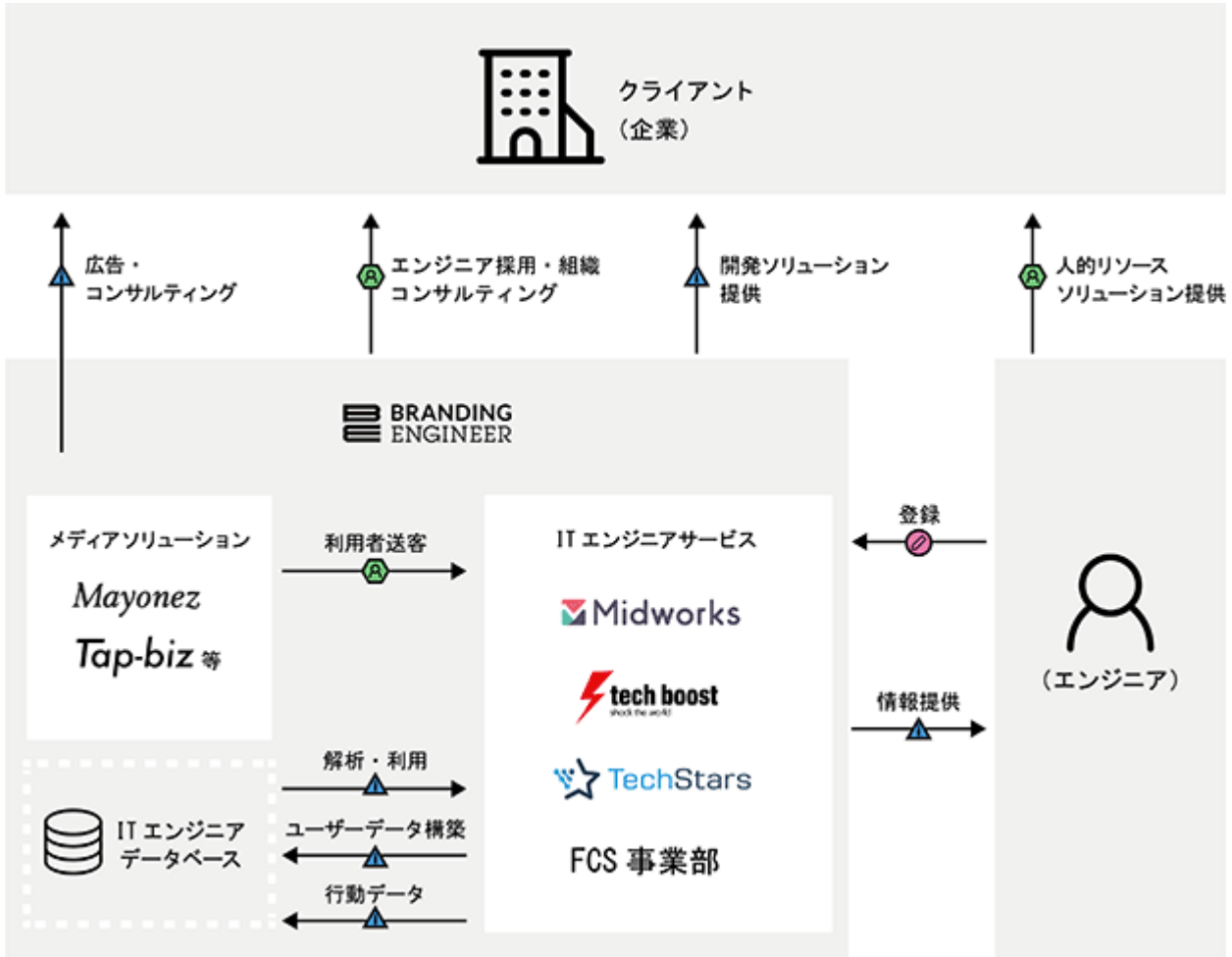
当社の強みは、当社独自の求職者データベース解析技術にあります。求職者データベースは、人材紹介サービス事業者向けに提供されている有料の人材データベースのほか、Midworks事業、メディア事業及びtech boost事業を通じて当社に蓄積された人材データベースを活用しております。これらの人材データベースを、当社で開発した自然言語処理等の技術を用いて解析し、企業の採用基準に合致する候補者を効率的に抽出して求人案件を提案いたします。

企業は、採用が決まって初めて報酬が発生するため、費用対効果を適正に測ることが可能になります。また、テクノロジーを活用して予め採用基準に合致する求職者を効率的に抽出し、企業側から求人案件を打診するダイレクト・リクルーティング方式のため、採用基準と求職者のスキルとのミスマッチが起きにくく、企業と求職者が対等な関係で交渉できることが特徴です。

 TechStars 事業

以上に述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。

事業系統図



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2020年8月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
165 (15)	30.3	1.4	3,886

セグメントの名称	従業員数(名)
Midworks事業	98 (2)
メディア事業	20 (7)
tech boost事業	12 (1)
FCS事業	- (-)
その他	5 (2)
全社(共通)	30 (3)
合計	165 (15)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(アルバイト、インターンを含み、派遣社員は除く。)は、年間の平均人員(1日当たり8時間換算)を()内に外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 全社(共通)に記載されている従業員数は、管理部門等に所属している従業員であります。
4. 上記の他、受入出向者がおります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において、当社が判断したものであります。

(1) 経営方針

当社は「Break The Common Sense」を経営ビジョンとして掲げております。

「Break The Common Sense」には、「非合理的な常識を疑い、新しい合理的な常識を作り出す」という意味合いが込められております。当社は、合理的な変化がスピード感をもって行われることで、人々の生活や業界の効率化を図ることができると考えております。当社はそういった合理的な変化を創り出し、価値提供の最大化を図りたいと考えております。

上記の経営ビジョンを実現するために、当社では以下の経営方針を定めております。

「ITエンジニアの価値向上」

ITエンジニアとして働く個人がより良い環境、条件で働くことができること、ライフスタイルに合わせた多様な働き方を提供することに当社の価値を見出す。

「ITエンジニア人材ビジネス領域でNo. 1を目指す」

ITエンジニアの教育、フリーランスや社員としてのキャリアサポートや就業支援を行うことで、ITエンジニアのライフサイクルを総合的に支援し、その結果、中長期的に、当社が属しているITエンジニア人材ビジネス領域で、当社の各種サービスへの登録エンジニア数No. 1を目指す。

「当社で働くことの意義を感じることができる組織作り」

事業運営に係る業務フローの改善や運用、社内での意思決定、新規事業の立ち上げ及び福利厚生制度の立案等をトップダウンで行うのではなく、従業員が自ら動いて進めることに対して積極的にフォローする。

(2) 経営環境

当社の経営環境は引き続き良好であると考えております。当社のMidworks事業、FCS事業、tech boost事業及びその他事業の属するIT市場については、2019年度の市場規模が前年比3.2%増の12兆8,900億円と推計され、2020年度は新型コロナウイルスの影響を受け、IT投資計画の先送りや見送りが生じている一方で、テレワーク環境の整備に向けた設備投資や大規模システムの刷新や公開が実行されたため前年比0.1%増の12兆9,000億円と予測されております。2021年度はコロナ禍による業績不振の影響を受け、企業のIT投資計画が縮小傾向になると見込まれるため市場規模が前年比4.3%減の12兆3,500億円と予想されておりますが、2022年度以降は世界経済が立ち直り始めることなどを背景に、5Gの本格普及が進むことや、働き方改革の推進、データを活用した取り組みの進展によるAIやIoTなどの普及、さらに、これらを受けてセキュリティ対策の必要性が高まることなどから前年比0.4%増の12兆4,000億円と市場は緩やかながらも成長していくことが見込まれております。（「2020 国内企業のIT投資実態と予測（株式会社矢野経済研究所）」）

メディア事業の属するインターネット広告市場については、2018年度が1兆6,950億円と推計され、2019年度は1兆8,960億円と予測されております。今後もソーシャルメディア広告や動画広告などの運用型広告のさらなる拡大に加え、アプリ広告や屋外デジタル広告などが拡大するとみられることから、インターネット広告市場は拡大基調が続く、2023年度には2兆8,400億円の市場規模になると見込まれております。（「2019 インターネット広告市場の実態と展望（株式会社矢野経済研究所）」）

(3) 経営戦略等

当社は「Break The Common Sense」という経営ビジョンの実現に向けて、今後もITエンジニア人材ビジネス領域で既存事業が着実に成長を描くように経営資源を投入してまいります。具体的には、Midworks事業においては、社員エンジニアやフリーランスエンジニアの獲得に注力することで、より多くの企業の開発ニーズに対して最適なITリソースを提供できるよう、活動してまいります。またtech boost事業やTechStars事業との連携を強め、ITエンジニアの間口を広め、潜在的求職者に対してもアプローチを行うことでITエンジニアサービスの拡充を行います。

メディア事業においてはセッション数（注1）の増加を重要指標と位置づけ、自社メディアにおけるユーザーのニーズにあった質の高い記事の作成や、Google等の検索順位を上位に表示させるためのSEO（注2）対策を継続して行う等のインターネット広告収入を増やす施策を行っていきるとともに、メディア運営のノウハウを活かした受託・コンサルティングサービスを行ってまいります。

また、ITエンジニア事業における多角的サービスの拡充及び展開を図ることで、エンジニアプラットフォームを形成していきたいと考えております。具体的には事業エリアを拡張することでの事業規模の拡大と、オンラインサービスやエンジニアデータベースを活用した新規事業の創出を行うことで、教育、キャリアサポート、SES事業といった現在の事業領域の拡大を図ります。

(注1) セッション数：ユーザーがサイトを訪問した回数を指す。

(注2) SEO：Search Engine Optimizationの略称。

検索エンジンで検索された際の検索順位を上位にするためにサイトの内容の最適化を図ることを指す。

(4) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は、IT市場の拡大に伴う企業のIT投資ニーズの増加を背景として組織の効果的な形成や人材の有用な配置、広告宣伝費の効率的な投下により、既存事業を着実に成長させることを中期経営計画における基本方針として位置付けていることから、事業の成長を表す売上高と営業利益それぞれの前事業年度からの成長率である売上高成長率及び営業利益成長率を、重要な経営指標と考えております。

(5) 優先的に対処すべき事実上及び財務上の課題

当社の今後の経営課題とその対策は以下のとおりであります。

事業課題

Midworks事業においては、販売面では案件獲得ができており売上高は引き続き増大しているものの、営業利益率が低く、今後の採用による人件費増加及び本社費用の配賦を考えると、営業利益率を向上させる必要があると認識しております。

そのためには、当社からクライアント企業へ常駐する人的リソースとして、社員雇用・外部協力企業との提携・個人事業主とのフリーランス契約というパターンの中で、特に雇用社員及び個人事業主とのフリーランス契約が占める割合を高めるため、ITエンジニアの獲得により一層注力してまいります。併せて社内の業務効率化を行うことで一人当たりの生産性を高めることも行ってまいります。具体的には、属人性を排除し、組織として統一したクオリティを提供することのできる体制作り及びシステム化を推進してまいります。

メディア事業においては、売上高及び営業利益ともに伸張していることに伴い、検索エンジンのロジック変更による売上高への影響も大きくなってきております。

その影響を小さくするため、ロジック変更いち早く対応できる個々人のスキル開発及び組織運営が必要であると考えております。また、インターネット広告のみでなく、当社のノウハウを活かし、クライアントに対し、メディア運営をコンサルティングしたり、クライアントから運営を受託したりすることで安定的な収益獲得を図ってまいります。

tech boost事業においては、事業立上げ以来順調に受講者数は伸びておりますが、受講を検討しているユーザー全員に対して十分なカウンセリングが出来ておらず成長を鈍化させている可能性があります。

そのため、カウンセラー増員のための採用強化を進め、受講生に対して十分な対応ができる体制を構築することで受講者数の増加を図ります。併せて受講生の満足度向上のためメンターの採用強化、積極的な参加を促す施策を継続的に行ってまいります。

TechStars事業においては、営業利益率は高水準で推移しておりますが、リーチできている求職者が少なく、売上の変動可能性が高く、予測が難しくなっているため、事業を拡大し売上高を安定させる必要があります。

売上高を安定させるためには毎月、当社の転職支援サービスへの応募者を増やすことが重要であると認識しております。応募者の獲得には自社サービス「TechStars」への登録者からの応募だけでなく、当社から外部サービスに対しアプローチし応募を促すことも併せて必要となります。それらを増加させるためには、営業人員増加のための採用強化と自社データベースの活用による営業効率化を強化してまいります。

人材の確保と育成

当社は、既存事業の拡大に伴い全体の従業員の増加が見込まれるため、組織の効果的な形成や人材の有用な配置により業績拡大することが不可欠と考えます。そのような背景から、事業の成長に合わせて適材適所に人員を配置できるよう人材を確保するとともに、各セクションに配置される管理者については拡大した組織を統率できるように、マネジメントスキルの向上を目的として育成を行っていく必要があると認識しております。

2 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が当社の財務状態、経営成績及びキャッ

シュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性がある」と認識している主要なリスクは以下のとおりであります。

また、必ずしもリスク要因には該当しない事項につきましても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。

なお、文中の将来に関する事項は当事業年度末現在において当社が判断したものであり、将来において発生の可能性のあるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(1) Midworks事業に関するリスク

市場動向について

IT市場は2000年以降、着実に成長を遂げており、今後も継続的に成長が見込まれております。(注1)

また人材ビジネス市場においては、転職有効求人倍率が高い水準で推移しており、その中でもITエンジニアのリソースへのニーズは特に高い状態にあります。(注2)

しかしながら、既存法令の強化や改正が行われた場合、新たな法規制が施行された場合、あるいは企業のITリソースのニーズに変化が生じた場合、又は予期せぬ事態等により、市場成長率の鈍化又は市場規模が縮小する事態となった場合には、当社の事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(注1)「2020 国内企業のIT投資実態と予測(株式会社矢野経済研究所)」より

(注2)「転職求人倍率レポート2020年10月(パーソルキャリア株式会社)」より

競合について

Midworks事業では、外部協力企業のITエンジニア、社員エンジニア及びフリーランスエンジニアを人的リソースとして、クライアントへ常駐させています。当社の社員エンジニアはSIer案件に強みを持ち、当社事業に参画するフリーランスエンジニアはWebシステム開発案件に強みを持つITエンジニアが多い傾向にあります。クライアントとは準委任契約又は派遣契約を締結し、ITエンジニアのリソースを提供しているため、ITエンジニアは欠かすことのできない経営資源であり、ITエンジニアの確保は事業拡大において重要な要素となります。

IT市場は今後も継続して成長する見込みであり、企業の投資ニーズも増加傾向にあると予測されることから、ITエンジニアの確保においては競合他社との競争は激しくなると考えております。

このような環境下で、ITエンジニアの労働環境の変化に適切に対応できない場合や、競合他社がITエンジニアの確保において当社より有効的なサービス提供をすることなどにより、当社が外部協力企業を含むITエンジニアを十分に確保できない事態となった場合には、当社の事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

SES事業における法的規制について

当社のMidworks事業においては、準委任契約に基づく受任者として、当該契約先の企業から業務を受託し、その業務をITエンジニアに再委託しております。これらの業務の遂行にあたっては、「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準(昭和61年労働省告示第37号)」、「下請代金支払遅延等防止法」、その他の関係法令に従っております。

また、SES事業の特性上、偽装請負と見做されるリスクや、常駐エンジニアの勤怠状況に起因する契約解除リスク等を負っているため、社内マニュアルを策定して運用を行うこと及びITエンジニアとの定期的な面談やアンケートの実施を行うことで対応しております。

しかし、マニュアルの運用上の不備等により、法令等違反行為が発生した場合には、当社の事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

派遣事業における法的規制について

当社のMidworks事業においては、労働者派遣法に基づき、厚生労働大臣の許可を受け労働者派遣事業を行っております。許可の有効期間は5年となっており、更新の際に第7条の許可基準に適合せず非継続となった場合や第6条に定められた許可の欠格事由に該当した場合及び第14条に定められた許可の取り消し事由に該当した場合には、許可の取消、業務停止命令等を受けることがあります。

当社では、コンプライアンス研修の実施及びリスクマネジメント委員会の開催等により体制強化を図り法令違反を未然に防ぐよう努めておりますが、将来欠格事由に該当し許可の取消等があった場合には、サービスの提供を継続することができなくなることから、当社の事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

フリーランスエンジニア及び社員エンジニアの確保について

当社のMidworks事業において、事業の収益性を高めながら、継続及び拡大させていくためには、フリーランス

エンジニア及び社員エンジニアを継続的に確保することが重要です。そのため、当社はフリーランスとして独立を目指すエンジニアとの接点の確保を重要課題として認識しており、積極的にコミュニケーションを図る専任スタッフ、管理スタッフを配置することでフリーランスエンジニア及び社員エンジニアの確保に注力しております。

また、フリーランスエンジニアへの独立支援サービスを提供し、社員エンジニア向けには、充実した福利厚生サービスを提供することなどにより、ITエンジニアの安定的な確保に努めております。しかし、これらの施策が奏功せず、フリーランスエンジニア及び社員エンジニアを当社の想定通りに確保できない場合には、当社の事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

特定の集客方法への依存度が高いことについて

当社のMidworks事業においては、インターネットでのプロモーション等を用いた広告宣伝により、当社が運営するサービスサイトである「Midworks」へのアクセス及び登録を通じて、フリーランスエンジニア、社員エンジニアの確保を行っております。このため、広告宣伝活動の効果が計画通りとならず、フリーランスエンジニア、社員エンジニアの登録者数が、予想を下回り、想定通りに獲得できなかった場合や、既存の登録者数が減少した場合には、当社の事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

エンジニアによる不祥事に関するリスクについて

当社のMidworks事業においては、当社と準委任契約を締結しているフリーランスエンジニア、社員エンジニア及び外部協力企業のエンジニアへの定期的な教育や面談等を通じて不祥事が起きないように努めておりますが、常駐するクライアント先において事件や事故等の不祥事等が発生した場合には、当社の事業及び業績並びに企業としての社会的信用に重要な影響を及ぼす可能性があります。

社員エンジニアを常時雇用していることについて

当社のMidworks事業においては、多数のITエンジニアを正社員として常時雇用しております。そのため、景気動向、事業環境の変化等といった外的要因や、当社の社会的信用の低下等といった内的要因により社員エンジニアの稼働人数割合の低下、稼働日数の減少又は単価の下落等が発生した場合には原価率が上昇することが考えられ、当社の事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) メディア事業に関するリスク

市場動向について

メディア事業の主な収入源であるインターネット広告市場は近年拡大傾向にあり、今後も継続的な成長が見込まれております。(注)しかしながら、景気動向や広告主の広告戦略の変化等により、企業がインターネット広告への支出を削減するなど、予期せぬ事象によりインターネット広告市場そのものの成長が阻害されるような状況となった場合には、当社の事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(注)「2019 インターネット広告市場の実態と展望(株式会社矢野経済研究所)」より

競合について

インターネット広告市場はTV広告等と比較し参入障壁が低く、特にメディアを運営しインターネット広告収入を得るビジネスモデルは、比較的参入障壁が低いものとなっております。そのため、当社の運営するメディアと競合する企業の出現等により、競争環境が激化した場合には、広告単価の低下などにより当社の売上高が減少するリスクがあります。当社では、自社メディアの運営による広告収入の最大化を図るだけでなく、他社メディアの記事作成の受託や、メディア運営のコンサルティング等の新規サービスを展開していく方針であります。これらのサービス展開が想定した成果を上げられない可能性や、企業の新規参入による競争の激化により、広告の単価減少に伴い記事作成受託やコンサルティングなどのサービス価格が低下するような場合には、当社の事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

インターネットに関連する法的規制について

当社が運営するメディア事業は、「不当景品類及び不当表示防止法(景表法)」、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(薬機法)」、「著作権法」、「商標法」、「個人情報保護に関する法律(個人情報保護法)」、「不正アクセス行為の禁止等に関する法律(不正アクセス禁止法)」、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダ責任制限法)」

「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」等の各種法令や、各法令の監督官庁が定める省令・指針・ガイドライン等の規制対象となっております。

当社では、これらの法規制等を遵守するために、外部講師を招いた研修の実施を行うなど、コンプライアンス体制の強化を図っており、今後も社内教育の継続、外部研修への参加及び専門家との連携強化等の対応を継続して行っていく方針です。

しかし、これらの法規制等を遵守できない場合や、今後新たな法令の制定や、既存法令の強化等が行われ、当社又はクライアントが運営する事業が規制の対象となる等、制約を受ける場合には、当社の事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

検索エンジンの変化について

当社のメディア事業においては、主にGoogle等を中心とした検索エンジンから多くのユーザーを集めているため、今後も、SEO対策に取り組み、検索エンジンからのユーザーの集客に努めるとともに、ユーザーのニーズに合った記事を掲載してまいります。しかしながら、検索エンジンを提供する企業が、検索エンジンの検索アルゴリズムを変更し検索結果の表示順位が変更された場合、又は新たな検索エンジンが主流になった場合には、その検索エンジンに適応したSEO対策に時間を要するなど、当社の事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

技術革新等について

当社のメディア事業が事業展開しているインターネット広告市場では、技術革新や顧客ニーズの変化のスピードが非常に速く、それに伴い、常に新しい広告手法やテクノロジーが開発され新しいサービスが生まれております。当社では、そのような技術革新に迅速に対応できるよう、人員の確保や情報収集に努めておりますが、これらの変化へ適切に対応できない場合には、当社の事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

記事の信頼性及び記事に関する法的規制について

当社のメディア事業は、当社メディアに掲載する記事の制作及び他社メディアに掲載する記事の内容により「著作権法」、「薬機法」といった法規制の対象となる可能性があります。

当社のメディア事業においては、法令を遵守し、公序良俗に反しない記事の作成を徹底するために、「検品マニュアル」を定め、マニュアルに従って掲載前の記事のチェックを複数回実施する体制を整備しております。また、検品レベルを保ち、かつ向上させるため、関連法令に対する専門家による研修を定期的に行っております。

しかしながら、何らかの理由により、法令に抵触する記事や信頼性に欠ける記事が掲載された場合には、当社の事業及び業績並びに企業としての社会的信用力に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社がメディアに掲載した記事の内容について、特定の企業や個人から損害賠償・クレーム等が発生した場合には、当社の事業及び業績並びに企業としての社会的信用力に影響を及ぼす可能性があります。

(3) tech boost事業に関するリスク

市場動向について

tech boost事業はITエンジニアを目指す人を対象に、プログラミング教育を提供するサービスです。プログラミングを学習したITエンジニアが活躍する場であるIT市場が継続的に成長することは、事業拡大において重要な要素となります。IT市場においては今後も継続した成長が見込まれておりますが、法律の改正や規制、予期せぬ事態により市場の成長が鈍化した場合には、当社の事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

競合について

tech boost事業は、プログラミングスクールであるtech boostの運営を行っております。プログラミングの学習だけでなく、新たなサービスとして転職保証を付帯したtech boost proの展開等を行う等、市場のニーズに対応してまいります。他社において、より画期的なプログラミングの学習方法が開発され、当社がその学習方法に対応できない場合には、受講者が減少し、当社の事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

プログラミングスクール事業における法的規制について

当社のtech boost事業は、「特定商取引に関する法律(特商法)」上の特定継続的役務提供に該当するものとし

て、不当な勧誘行為の禁止、一定の書面交付義務などの規制が課されています。

当社は、これらの法規制を遵守した運営を行ってきており、今後も専門家との連携強化といった対応を継続して行っていく予定です。しかし、今後新たな法令の制定や、既存法令の強化等が行われ、当社が運営する事業が規制の対象となる等、制約を受ける場合には、当社の事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(4) FCS事業に関するリスク

競合について

FCS事業は受託事業を行っておりますが、Midworks事業やTechStars事業でのITエンジニアの採用ノウハウや、tech boost事業でのITエンジニアの教育のノウハウを活かし、受託事業だけでなく、エンジニアの採用や教育といったエンジニア部門の立上げに係る包括的なコンサルティングも行っていることが特徴です。

しかしながら、当社同様のサービスを提供するような競合他社が出現した場合には、企業からの依頼が減少し、当社の事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

不具合発生等について

当社のFCS事業においては、システム等を受託開発した場合、基本的には企業に対して契約不適合責任を負っております。当社は品質管理を徹底しておりますが、クライアント先での検収の結果、大幅な改修依頼が生じる等の場合には、当社の事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(5) その他事業に関するリスク

市場動向について

TechStars事業はITエンジニアに特化した転職支援サービスであるため、継続的な事業成長のためにはIT市場及び人材ビジネス市場の成長が重要な要素となります。IT市場は継続して拡大していくことが予想されており、人材ビジネス市場においてはエンジニアの転職有効求人倍率が高い水準で推移しております。しかしながら、景気の変動や予期せぬ事態による市場の成長率の鈍化等が発生した場合には、当社の事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

競合について

TechStars事業においては、人材ビジネス市場において転職有効求人倍率が高く推移していることもあり、求職者の確保が事業成長の課題となります。当社は自社の保有しているデータベース及び外部の有料のデータベース等を用いて求職者を確保するだけでなく、tech boost事業との連携によりエンジニア転職希望者の確保に努めております。しかしながら、競争の激化により、求職者確保のためのコストの増加や、求職者が想定通り確保できない場合、又は企業の新規参入の増加による競合激化により、サービス価格が低下するような場合には、当社の事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

人材紹介事業における法的規制について

当社のTechStars事業は、「職業安定法」に基づき厚生労働大臣の許可を受け職業紹介事業を行っております。また、本事業においては求職者と採用ニーズのある企業との間で、当社が提供するシステムを通じて連絡を取り合うため、「電気通信事業法」の対象となっております。

当社は、これらの法規制を遵守するため、監督官庁に申請や届出を行っており、今後も継続的に情報収集や社内教育を行っていく予定です。

しかし、今後新たな法令の制定や、既存法令の強化などが行われ、当社が運営する事業が規制の対象となるなど制約を受ける場合には、当社の事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(6) 事業体制に関するリスク

社歴が浅いことについて

当社は2013年10月に設立された社歴の浅い会社であるため、当社の過年度の経営成績は期間業績比較を行うための十分な材料とはならず、過年度の業績のみでは今後の業績を判断する情報としては不十分な可能性があります。

特定人物への依存について

当社の代表取締役である河端保志及び高原克弥は、当社の創業者であり、設立以来、最高経営責任者及び最高執行責任者として経営方針や事業戦略の立案・決定及びその遂行において重要な役割を果たしております。

当社では、両代表に過度に依存しない経営体制の構築を進めておりますが、何らかの理由により両代表が当社の業務を継続することが困難となった場合、当社の事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

優秀な人材の獲得・育成について

当社は、今後の企業規模の拡大に伴い、当社の理念に共感し高い意欲を持った優秀な人材を継続的に採用し、強固な組織を構築していくことが重要であると考えております。

そのため、継続的に積極的な採用活動を行っていく予定ではありますが、当社の求める人材が十分に獲得・育成できなかった場合や人材流出が進んだ場合には、当社の事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

内部管理体制の構築について

当社の継続的な成長のためには、コーポレート・ガバナンスが適切に機能することが必要不可欠であると認識をしており、業務の適正性及び財務報告の信頼性の確保、各社内規程及び法令の遵守を徹底してまいりますが、事業が急拡大することにより、コーポレート・ガバナンスが有効に機能しなかった場合には、適切な業務運営を行うことができず、当社の事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

個人情報の保護について

当社では、メールアドレスをはじめとし、利用者本人を識別することができる個人情報を保有しており、「個人情報の保護に関する法律」の適用を受けております。

これらの個人情報については、個人情報保護方針に基づき適切に管理するとともに、社内規程として個人情報保護規程を定めており、社内教育の徹底と管理体制の構築を行っております。また、社内管理体制をより強固にすることを目的にプライバシーマークを取得しております。

しかしながら、何らかの理由でこれらの個人情報が外部に漏洩する事態が発生した場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

機密情報の管理について

当社では、企業の新製品開発、ノウハウ等の機密性の高い情報に関わる多くの機会があります。

これらの情報の漏洩等は、顧客からの信頼を損ないかねない重大なリスクとして認識しており、情報セキュリティ取り扱いについてのマニュアル制定や教育等により、社員やフリーランスエンジニア、外部協力企業のエンジニア等への周知徹底を図り、情報セキュリティの強化に取り組んでおります。

しかしながら、機密情報の漏洩等、不測の事態が発生した場合には、当社の社会的信用力が低下し、事業運営及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) その他

配当政策について

当社は、株主還元を適切に行っていくことが重要であると認識しており、剰余金の配当については、内部留保とのバランスを考慮して適切に実施していくことを基本方針としております。

しかしながら、現時点では事業も成長段階にあることから内部留保の充実が重要であると考え、配当を行っておらず、今後の配当実施の可能性及び実施時期については未定であります。

新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は、当社取締役、従業員等に対し、長期的な企業価値向上等に対するインセンティブを目的とし、ストック・オプション等を付与しております。これらのストック・オプション等が権利行使された場合には、保有株式の価値が希薄化する可能性があります。当事業年度末現在、これらのストック・オプションによる潜在株式数は710,320株であり、発行済株式総数5,173,400株の13.7%に相当しております。

システム障害について

当社は各種サービスにつき、Amazon Web Services, Inc.が提供するデータセンターであるAmazon Web Services (AWS) を利用して運用しております。

各種サービスを管理しているサーバーやシステムにおいて災害、コンピューターウイルスやハッキングなどの外的攻撃やソフトウェアの不具合、その他予測できない重大な事象が発生することにより、当社サービスの運営に障害が生じる可能性が有ります。その場合には、当社の事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

自然災害・事故等のリスクについて

当社の事業拠点及びサーバー等の設備については、定期的なバックアップや点検等によりトラブルの事前防止又は回避に努めておりますが、当社の本社所在地である東京都渋谷区近辺において大地震、台風等の自然災害及び事故、火災等により、業務の停止、設備の損壊や電力供給の制限等の不測の事態が発生した場合には、当社の事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の当事業におけるリスクについて

世界保健機関 (WHO) は2020年3月11日に新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) についてパンデミック (世界的流行) であると宣言し、2020年4月7日には日本政府による緊急事態宣言がなされております。2020年5月25日に緊急事態宣言が解除されたものの、当社としては時差出勤を推進し、必要であると判断した場合はテレワークを導入するなどの対応をしつつ状況を注視しております。

しかしながら、感染症が長期化することで経済活動の停滞により、システム開発案件の減少及び個人消費量の減退によるプログラミングスクールの受講者減少といったリスクがあると考えております。これらのリスクが顕在化することで既存取引先の減少や新規取引先の獲得ができない場合は、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

訴訟のリスクについて

当社は、現時点で、重要な損害賠償を請求されている事実や訴訟を提起されている事実はございません。

しかしながら、フリーランスエンジニア、社員エンジニア及び外部協力企業のエンジニアが常駐先で接する内部情報や機密情報の漏洩、システムダウンによるサービス停止等、予期しないトラブルが発生した場合、又は取引先や労働者との関係に何かしらの紛争等が発生した場合等、これらに起因して損害賠償の請求や訴訟を提起される可能性があります。その場合には、当社の事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

新規サービスの立ち上げについて

当社は、市場におけるエンジニア不足を解決するためには、ITエンジニアに特化した事業展開を行ってきたノウハウを活かし、当社の基本理念の一つにあります「ITエンジニアの価値向上」のため新規サービスを立ち上げることが必要であると認識しております。新規サービスへの投資を行う際は十分な検討を行い、意思決定を行います。

しかしながら、市場環境の変化や不測の事態により、当初予定していた投資回収が実現できない可能性があり、人材の採用や広告宣伝費等の初期費用の発生や事業再編等に伴う事業売却損等が発生した場合には、当社の事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

大株主について

当社の代表取締役河端保志（同氏の資産管理会社であるYAS合同会社を含む）及び代表取締役高原克弥（同氏の資産管理会社であるTK合同会社含む）の所有株式数は、当事業年度末現在で発行済株式総数の71.2%を所有しております。

両氏は、安定株主として引き続き一定の議決権を保有し、その議決権行使にあたっては、株主共同の利益を追求するとともに、少数株主の利益にも配慮する方針を有しております。

当社といたしましても、両氏は安定株主であると認識しておりますが、将来的に何らかの事情により、大株主である両氏の持分比率が低下した場合には、当社株式の市場価格及び議決権行使の状況等に影響を及ぼす可能性があります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当事業年度における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

経営成績の状況

当事業年度におけるわが国の経済は、米中貿易摩擦や地政学リスク等の影響及び世界的な新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大による経済活動の停滞により先行き不透明な状況が続いております。

このような経済状況のもとで、国内の人材市場も新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大後に有効求人倍率が急速に低下しました。その一方で、企業の働き方改革の推進や労働環境のあり方自体の変化もあり、当社の事業領域と関連の高いIT市場におきましては、デジタルを活用して企業やビジネスに新しい価値を持たせるデジタルトランスフォーメーションへのIT投資案件等も増加基調にあり、ITエンジニアに対する企業の採用意欲は依然として高い水準にあると言えます。

このような事業環境下におきまして、当社は企業と人材を繋ぐ役割と機能を果たすため、独立支援・採用支援・学習場所の提供等を求めるITエンジニアとITエンジニアのリソースを求める企業の双方のニーズに応え、ITエンジニアの独立支援を行うMidworks事業、プログラミング学習サービスであるtech boost事業の拡大に注力いたしました。

当事業年度におきましては、全社的には業容拡大に向けて人員数を増加させ、今後の組織体制構築に向けた積極的な投資を行い、さらにMidworks事業を中心とした広告宣伝費の投資を行いました。

この結果、当事業年度の業績は、売上高3,110,686千円（前年同期比10.3%増）、営業利益101,610千円（同29.2%減）、経常利益116,723千円（同18.5%減）、当期純利益80,331千円（同26.9%減）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

なお、当事業年度から、従来「その他」に含まれていた「tech boost事業」について量的な重要性が増したため、報告セグメントとして記載する方法に変更しました。また、前事業年度のセグメント情報は、当事業年度の報告セグメントの区分に基づき作成したものを開示しております。

Midworks事業

ITエンジニアに対する企業の採用意欲が高い水準で推移する中、Midworks事業では、既存取引先との関係を維持しつつ、新規取引先の獲得に注力することで案件数の増大に努めました。また、案件の継続率を高めるための施策として、取引継続中の案件については、クライアントとITエンジニアの双方に対して、取引継続の意思確認を早期に行うことで、既存取引の解約率の低減に努めました。その他、ITエンジニア獲得のため広告費を増加させ、積極的にITエンジニアの確保に努めました。

この結果、本報告セグメントの売上高は2,395,508千円（同14.7%増）、セグメント利益は177,826千円（同5.3%増）となりました。

メディア事業

複数の情報発信メディアを運営するメディア事業では、引き続き広告収入の基礎となるPV（ページビュー）数を増加させるためにサイト評価を上げる施策について継続し、閲覧者数の増加に注力するとともに、他社メディアの新規立上げやメディア運営の受託等のコンサルティングサービスである「SAKAKU」の販促強化により、新規案件数が増加しました。

この結果、本報告セグメントの売上高は302,215千円（同1.3%増）、セグメント利益は139,733千円（同10.2%減）となりました。

tech boost事業

tech boost事業では、ITエンジニアを目指す人を対象としたプログラミング教育を提供しており、プログラミングニーズが増加する中、カウンセラーやメンターの確保による充実したカリキュラムを提供するとともに、転職保証コース「tech boost pro」の拡販に努めました。また、第4四半期より法人向けの研修サービスをスタートいたしました。

この結果、本報告セグメントの売上高は254,257千円（同92.1%増）、セグメント利益は90,156千円（同193.9%増）となりました。

FCS事業

システムの受託開発を主に行っているFCS事業では、当社でITエンジニアチームを編成し顧客の要望に沿ったシステムの受託開発を行っております。当事業年度におきましては、主に継続案件の開発に注力いたしました。

この結果、本報告セグメントの売上高は95,693千円（同58.2%減）、セグメント利益は46,174千円（同66.9%減）となりました。

その他事業

TechStarsサービスはITエンジニアに特化した転職支援サービスです。当事業年度におきましては、人材紹介サービス事業者向けに提供されている有料の人材サービスに加え、自社の人材データベースの活用や事業部間の連携により、ITエンジニアの転職決定数の獲得に注力いたしました。

この結果、本報告セグメントの売上高は63,012千円（同11.9%減）、セグメント利益は11,891千円（同1.0%増）となりました。

財政状態の状況

（資産）

当事業年度末における流動資産は1,043,447千円となり、前事業年度末に比べ222,032千円増加いたしました。これは主に現金及び預金が115,268千円、売掛金が85,903千円増加したことによるものであります。現金及び預金の主な増加理由は、新株の発行による収入によるものであります。固定資産は86,437千円となり、前事業年度末に比べて9,292千円増加いたしました。これは主にソフトウェアの自社開発によりソフトウェア仮勘定が9,905千円増加したことによるものであります。

この結果、総資産は1,137,778千円となり、前事業年度末に比べ239,218千円増加いたしました。

（負債）

当事業年度末における流動負債は466,702千円となり、前事業年度末に比べ34,185千円減少いたしました。これは主に買掛金が23,002千円、未払法人税等が19,874千円、それぞれ減少したことによるものであります。固定負債は167,659千円となり、前事業年度末に比べ57,832千円増加いたしました。これは長期借入金の新規借入に伴い、残高が57,832千円増加したことによるものであります。

この結果、負債合計は634,361千円となり、前事業年度末に比べ23,646千円増加いたしました。

（純資産）

当事業年度末における純資産合計は503,416千円となり、前事業年度末に比べ215,571千円増加いたしました。これは資本金が67,620千円、資本剰余金が67,620千円、利益剰余金が80,331千円増加したことによるものであります。

この結果、自己資本比率は44.0%（前事業年度末は31.7%）となりました。

キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は585,302千円となり、前事業年度末に比べ115,286千円増加いたしました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動による資金の減少は、72,064千円（前年同期は84,388千円の増加）となりました。

収入の主な内訳は、税引前当期純利益116,723千円、未払消費税等の増加額9,658千円であり、支出の主な内訳は、売上債権の増加額85,903千円、仕入債務の減少額23,002千円、前受金の減少額10,081千円であります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動による資金の減少は、19,612千円（前年同期は22,482千円の減少）となりました。

収入は敷金及び保証金の回収による収入2,190千円であり、支出の内訳は、有形固定資産の取得による支出3,720千円、新オフィス契約に伴う敷金及び保証金の差入による支出8,469千円、無形固定資産の取得による支出9,612千円であります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動による資金の増加は、206,963千円（前年同期は4,385千円の減少）となりました。

収入の内訳は長期借入れによる収入150,000千円、株式の発行による収入126,882千円であり、支出は長期借入金の返済による支出69,919千円であります。

生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社で行う事業は、提供するサービスの性質上、生産実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

b. 受注実績

当社で行う事業は、提供するサービスの性質上、受注実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

c. 販売実績

当事業年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
Midworks事業	2,395,508	114.7
メディア事業	302,215	101.3
tech boost事業	254,257	192.1
FCS事業	95,693	41.8
その他	63,012	88.1
合計	3,110,686	110.3

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、総販売実績10%以上の相手先がないため、記載を省略しております。

3. 当事業年度より、従来「その他」に含まれていた「tech boost事業」について量的な重要性が増したため報告セグメントとして記載する方法に変更しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において判断したものであります。

重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。その作成には経営者により会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額並びに開示に影響を与える見積りを必要とします。経営者は、これらの見積りについて過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社の財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等の「重要な会計方針」」に記載のとおりであります。

経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

(売上高)

当事業年度における売上高は、前事業年度と比べ290,922千円増加の3,110,686千円となりました。この結果、売上高成長率は、前事業年度比で10.3%の増加となりました。

これは主にMidworks事業が堅調に推移した他、tech boost事業の新規受講者数が、前事業年度比で57.1%増加するなどに伴い売上が好調となったことによるものであります。

(売上原価、売上総利益)

当事業年度における売上原価は前事業年度と比べ233,243千円増加の2,098,207千円となりました。これは主に売上増加に伴う外注費の増加によるものであります。

この結果、当事業年度における売上総利益は、前事業年度と比べ57,678千円増加の1,012,479千円となりました。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

当事業年度における販売費及び一般管理費は、前事業年度と比べ99,519千円増加し、910,869千円となりました。これは主に、管理部門や営業部門の人件費等の上昇によるものであり、当社の人員は前事業年度末と比較して17人増加した結果、人件費は23.1%増加しております。この結果、当事業年度における営業利益は101,610千円となり、営業利益成長率は前事業年度比29.2%の減少となりました。

(経常利益)

当事業年度における経常利益は、上記の営業利益の減少があり、助成金収入が13,694千円あったものの、26,518千円減少の116,723千円となりました。

(当期純利益)

当事業年度における当期純利益は、税引前当期純利益の減少により、29,490千円減少の80,331千円となりました。

キャッシュ・フローの状況の分析

キャッシュ・フローの状況の分析につきましては、「(1)経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社の資本の財源及び資金の流動性につきましては、設備資金は無いため、人件費の支払いから販売代金の入金までの期間の運転資金が資金需要となり、当社のフリーキャッシュ・フロー並びに金融機関からの借入れによる資金調達を行うことを基本としております。効率的な人材配置と債権回収により営業キャッシュ・フローの増加に努めるとともに、借入金につきましては、長期資金の割合を高めて、財務健全性の維持を図り、当事業年度末における借入金の残高は247,327千円となっております。なお、資金調達の機動性と安定性を図るため、取引先金融機関5行と取引をしております。なお、現金及び現金同等物の残高は585,302千円となっております。

目標とする経営指標

当社は売上高成長率を重要な経営指標としております。当事業年度の売上高成長率につきましては、Midworks事業においては案件の新規獲得が堅調し、前事業年度に対し14.7%の増加いたしました。また、tech boost事業においては新規受講者人数の増加により、前事業年度に対し売上高を伸ばしました。その結果、全社では前事業年度に対し10.3%の成長となりました。

経営成績に重要な影響を与える要因について

当社の経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

経営者の問題意識と今後の方針について

経営者の問題意識と今後の方針については、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」をご参照ください。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当事業年度の設備投資の総額は13,625千円であり、セグメントごとの設備投資については、次のとおりであります。なお、有形固定資産のほか、無形固定資産への投資を含めて記載しております。

(1)Midworks事業

当事業年度においては、ITエンジニアと求人情報案件のマッチングシステムの開発により9,905千円の設備投資を行いました。

(2)全社共通

当事業年度においては、映像設備により3,720千円の設備投資を行いました。

2 【主要な設備の状況】

2020年8月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
			建物	工具、器具及び 備品	ソフトウェア 仮勘定	合計	
本社 (東京都渋谷区)		事務所設備	2,426	3,594		6,020	30(3)
本社 (東京都渋谷区)	Midworks事業	自社利用 ソフトウェア			9,905	9,905	98(2)
宮崎オフィス (宮崎県宮崎市)	メディア事業	事務所設備	1,457			1,457	9(4)
渋谷STビル (東京都渋谷区)		事務所設備	3,431	450		3,882	17(3)

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3. 建物は賃借物件であり、年間賃借料は66,003千円であります。

4. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は年間平均人員(1日当たり8時間換算)を()内にて外数で記載しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	19,493,600
計	19,493,600

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2020年8月31日)	提出日現在 発行数(株) (2020年11月26日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	5,173,400	5,173,400	東京証券取引所 マザーズ	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。
計	5,173,400	5,173,400		

(注) 提出日現在発行数には、2020年11月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権

決議年月日	2016年4月30日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社勤続従業員 13名 社外協力者 7名
新株予約権の数(個)	1,660 [1,580](注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 66,400 [63,200](注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	45(注)2
新株予約権の行使期間	2018年5月1日～2026年4月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 45 資本組入額 22.5
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の行使は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間及び株式公開から6ヶ月が経過する日までの期間ができないものとする。 本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合には、本新株予約権は相続されず、一切行使できないものとする。 その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した「新株予約権付与契約」で定めるところによる。 また、新株予約権発行時において、当社の取締役、監査役、従業員、若しくは継続的な契約関係にある者であった者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、従業員、若しくは継続的な契約関係にある者であることを要す。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

当事業年度の末日(2020年8月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2020年10月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は40株であります。

当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る1株あたりの払込金額での普通株式の発行又は処分、又は時価を下回る1株あたりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等の発行又は処分を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

3. 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下これらを総称して「組織再編行為」という。)を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社(いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。)の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。但し、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るもの

とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、(注) 1 に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
本組織再編行為の条件等を勘案の上、(注) 2 で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、(3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
- (6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。
- (7) 取締役会による譲渡承認について
新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会（取締役会設置会社でない場合には株主総会）の承認を要するものとする。
- (8) 組織再編行為の際の取扱い
本項に準じて決定する。

第2回新株予約権

決議年月日	2017年7月14日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社勤続従業員 41名
新株予約権の数(個)	885 [785](注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 35,400 [31,400](注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	238(注)2
新株予約権の行使期間	2019年7月15日～2027年7月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 238 資本組入額 119
新株予約権の行使の条件	<p>本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について一定の取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。</p> <p>本新株予約権の行使は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間及び株式公開から6ヶ月が経過する日までの期間ができないものとする。</p> <p>本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合には、本新株予約権は相続されず、一切行使できないものとする。</p> <p>その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した「新株予約権付与契約」で定めるところによる。</p> <p>また、新株予約権発行時において、当社の取締役、監査役、従業員、若しくは継続的な契約関係にある者であった者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、従業員、若しくは継続的な契約関係にある者であることを要す。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

当事業年度の末日(2020年8月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2020年10月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は40株であります。

当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る1株あたりの払込金額での普通株式の発行又は処分、又は時価を下回る1株あたりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等の発行又は処分を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

3. 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下これらを総称して「組織再編行為」という。)を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社(いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。)の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。但し、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

- (2)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1に準じて決定する。
- (4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
本組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5)新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
- (6)権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。
- (7)取締役会による譲渡承認について
新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会(取締役会設置会社でない場合には株主総会)の承認を要するものとする。
- (8)組織再編行為の際の取扱い
本項に準じて決定する。

第4回新株予約権

決議年月日	2017年7月14日
付与対象者の区分及び人数	社外協力者 2名
新株予約権の数(個)	150 [150](注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 6,000 [6,000](注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	238(注)2
新株予約権の行使期間	2019年7月15日～2027年7月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 238 資本組入額 119
新株予約権の行使の条件	権利行使が可能な期間において権利者が行使し得る割当新株予約権は、その時期に応じ下記「行使可能割合」に定める割合のとおりとする。なお、下記の行使可能割合は、既行使分を合わせた累積の行使可能数の上限を画するものとし、行使可能割合に基づく割当新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、端数を切り捨てた新株予約権の個数をもって行使可能な割当新株予約権の割合とみなす。 <行使可能割合> 株式上場日から1年経過する日まで 割当新株予約権の30%まで 株式上場日から1年経過後2年以内 割当新株予約権の60%まで 株式上場日から2年経過後 割当新株予約権の100% その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した「新株予約権付与契約」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利者は、割当新株予約権につき、第三者に対する譲渡、担保設定その他の処分をすることはできないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

当事業年度の末日(2020年8月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2020年10月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は40株であります。

当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る1株あたりの払込金額での普通株式の発行又は処分、又は時価を下回る1株あたりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等の発行又は処分を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

3. 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下これらを総称して「組織再編行為」という。)を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社(いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。)の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。但し、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- (3)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1に準じて決定する。
- (4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
本組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5)新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
- (6)権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。
- (7)取締役会による譲渡承認について
新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会(取締役会設置会社でない場合には株主総会)の承認を要するものとする。
- (8)組織再編行為の際の取扱い
本項に準じて決定する。

第5回新株予約権

決議年月日	2018年3月5日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名
新株予約権の数(個)	12,600 [12,600](注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 504,000 [504,000](注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	357(注)2
新株予約権の行使期間	2018年3月6日～2028年3月5日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 357 資本組入額 178.5
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、本新株予約権の行使期間において次に掲げる各事由が生じた場合には、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使することができない。</p> <p>(a) 行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合(払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。)</p> <p>(b) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、行使価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき(但し、資本政策目的等により当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。)</p> <p>(c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額を下回る価格となったとき</p> <p>(d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、各事業年度末日を基準日としてDCF法ならびに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が行使価額を下回ったとき(但し、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社の取締役会が株式評価機関と協議の上本項への該当を判断するものとする。)</p> <p>その他の条件は、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結した「新株予約権付与契約」で定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには取締役会の決議による承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

当事業年度の末日(2020年8月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2020年10月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は当事業年度の末日現在は40株であります。

当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る1株あたりの払込金額での普通株式の発行又は処分、又は時価を下回る1株あたりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等の発行又は処分を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

3. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)1に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使の条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
 - (7) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
 - (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - (9) 新株予約権の取得事由
本新株予約権の内容に準じて決定する。

第6回新株予約権

決議年月日	2018年8月17日
付与対象者の区分及び人数	当社勤続従業員 13名 社外協力者 1名
新株予約権の数(個)	453 [433](注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 18,120 [17,320](注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	513(注)2
新株予約権の行使期間	2020年8月18日～2028年8月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 513 資本組入額 256.5
新株予約権の行使の条件	<p>本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について一定の取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。</p> <p>本新株予約権の行使は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間及び株式公開から6ヶ月が経過する日までの期間ができないものとする。</p> <p>本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合には、本新株予約権は相続されず、一切行使できないものとする。</p> <p>その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した「新株予約権付与契約」で定めるところによる。</p> <p>また、新株予約権発行時において、当社の取締役、監査役、従業員、若しくは継続的な契約関係にある者であった者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、従業員、若しくは継続的な契約関係にある者であることを要す。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには取締役会の決議又は承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

当事業年度の末日(2020年8月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2020年10月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は当事業年度の末日現在は40株であります。

当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る1株あたりの払込金額での普通株式の発行又は処分、又は時価を下回る1株あたりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等の発行又は処分を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

3. 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下これらを総称して「組織再編行為」という。)を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社(いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。)の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。但し、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

- (2)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1に準じて決定する。
- (4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
本組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5)新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
- (6)権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。
- (7)取締役会による譲渡承認について
新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会（取締役会設置会社でない場合には株主総会）の承認を要するものとする。
- (8)組織再編行為の際の取扱い
本項に準じて決定する。

第7回新株予約権

決議年月日	2019年9月13日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社勤続従業員 18名 社外協力者 1名
新株予約権の数(個)	1,930 [1,290](注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 77,200 [51,600](注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,026(注)2
新株予約権の行使期間	2021年9月14日～2029年9月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,026 資本組入額 513
新株予約権の行使の条件	<p>本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について一定の取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。</p> <p>権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間及び株式公開から6ヶ月が経過する日までの期間は、本新株予約権を行使できないものとする。</p> <p>本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。</p> <p>本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合には、本新株予約権は相続されず、一切行使できないものとする。</p> <p>その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した「新株予約権付与契約」で定めるところによる。</p> <p>また、新株予約権発行時において、当社の取締役、監査役、従業員、若しくは継続的な契約関係にある者であった者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、従業員、若しくは継続的な契約関係にある者であることを要す。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには取締役会の決議又は承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

当事業年度の末日(2020年8月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2020年10月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は40株であります。但し、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがある。

(1) 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2.(1) 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額の適用時期は、(注)1.(1)の調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 当社が、(i)時価を下回る1株あたりの払込金額での普通株式の発行又は処分、又は(ii)時価を下回る1株あたりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等の発行又は処分を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

3. 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続きに応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。但し、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）1 に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
本組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）2 で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
 - (6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。
 - (7) 取締役会による譲渡承認について
新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会（取締役会設置会社でない場合には株主総会）の承認を要するものとする。
 - (8) 組織再編行為の際の取扱い
本項に準じて決定する。

第8回新株予約権

決議年月日	2019年11月28日
付与対象者の区分及び人数	当社勤続従業員 1名 社外協力者 2名
新株予約権の数(個)	80 [80](注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 3,200 [3,200](注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,026(注) 2
新株予約権の行使期間	2021年11月30日～2029年11月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,026 資本組入額 513
新株予約権の行使の条件	<p>本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について一定の取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。</p> <p>権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間及び株式公開から6ヶ月が経過する日までの期間は、本新株予約権を行使できないものとする。</p> <p>本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。</p> <p>本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合には、本新株予約権は相続されず、一切行使できないものとする。</p> <p>その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した「新株予約権付与契約」で定めるところによる。</p> <p>また、新株予約権発行時において、当社の取締役、監査役、従業員、若しくは継続的な契約関係にある者であった者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、従業員、若しくは継続的な契約関係にある者であることを要す。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3

当事業年度の末日(2020年8月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2020年10月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は40株であります。但し、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがある。

(1) 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. (1) 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額の適用時期は、(注) 1. (1) の調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 当社が、(i)時価を下回る1株あたりの払込金額での普通株式の発行又は処分、又は(ii)時価を下回る1株あたりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等の発行又は処分を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

3. 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続きに応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。但し、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）1 に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

本組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）2 で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容

本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。

(7) 取締役会による譲渡承認について

新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会（取締役会設置会社でない場合には株主総会）の承認を要するものとする。

(8) 組織再編行為の際の取扱い

本項に準じて決定する。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2016年7月1日 (注) 1	10,720	121,835	50,995	61,098	50,995	60,998
2020年3月6日 (注) 2	4,751,565	4,873,400		61,098		60,998
2020年7月6日 (注) 3	260,000	5,133,400	58,604	119,702	58,604	119,602
2020年8月5日 (注) 4	40,000	5,173,400	9,016	128,718	9,016	128,618

(注) 1. 有償第三者割当

割当先 イーストベンチャーズ2号投資事業有限責任組合、株式会社ベクトル、Skyland Ventures 1号投資事業有限責任組合、株式会社バリュークリエイト、JSH Holdings合同会社、個人1名

発行価格 9,514円

資本組入額 4,757円

2. 株式分割 1 : 40によるものであります。

3. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 490円

引受価額 450円80銭

資本組入額 225円40銭

4. オーバーアロットメントによる売出しに関連した有償第三者割当増資

発行価格 450円80銭

資本組入額 225円40銭

割当先 株式会社SBI証券

(5) 【所有者別状況】

2020年8月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)		4	23	31	10	3	1,191	1,262	
所有株式数 (単元)		72	812	7,870	244	9	42,701	51,708	2,600
所有株式数 の割合(%)		0.1	1.6	15.2	0.5	0.0	82.6	100.0	

(6) 【大株主の状況】

2020年8月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
河端 保志	埼玉県川口市	1,806,480	34.91
高原 克弥	東京都目黒区	1,801,880	34.82
イーストベンチャーズ2号投資 事業有限責任組合	東京都港区六本木4丁目2-45	252,240	4.87
株式会社マイナビ	東京都千代田区一ツ橋1丁目1-1	194,920	3.76
株式会社Orchestra Investment	東京都渋谷区恵比寿4丁目20-3 恵比寿 ガーデンプレイスタワー5F	104,000	2.01
株式会社インターワークス	東京都港区西新橋1丁目6-21 NBF虎ノ 門ビル8F	97,480	1.88
クルーズ株式会社	東京都品川区西品川1丁目1-1 大崎ガー デンタワー20階	97,480	1.88
株式会社ベクトル	東京都港区赤坂4丁目15-1 赤坂ガーデン シティ18F	84,080	1.62
セガサミーホールディングス株 式会社	東京都品川区西品川1丁目1番1号 住友不 動産大崎ガーデンタワー	48,760	0.94
YAS合同会社	埼玉県川口市西青木5丁目2-8	38,800	0.74
計		4,526,120	87.48

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2020年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 5,170,800	51,708	権利内容に何ら限定のない当社におけ る標準となる株式であります。なお、 単元株式数は100株であります。
単元未満株式	2,600		
発行済株式総数	5,173,400		
総株主の議決権		51,708	

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主への利益還元を経営上の重要な課題と認識しておりますが、未だ成長過程にあり、事業基盤の整備を優先することが株主価値の最大化に資するとの考えにより、その原資となる内部留保の充実のため、これまで配当を行っておりません。

今後は、事業拡大に向けて人材や設備に資金を投じることで、さらなる業績成長及び利益の獲得を当面の優先事項としたうえで、事業基盤の整備状況や業績並びに財政状態等を総合的に勘案し、利益還元の時期を検討していく方針であります。

なお、剰余金の配当を行う場合は、期末配当の年1回を基本方針としており、期末配当の決定機関は株主総会となっております。また、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当制度を採用しており、取締役会決議により、毎年2月末日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

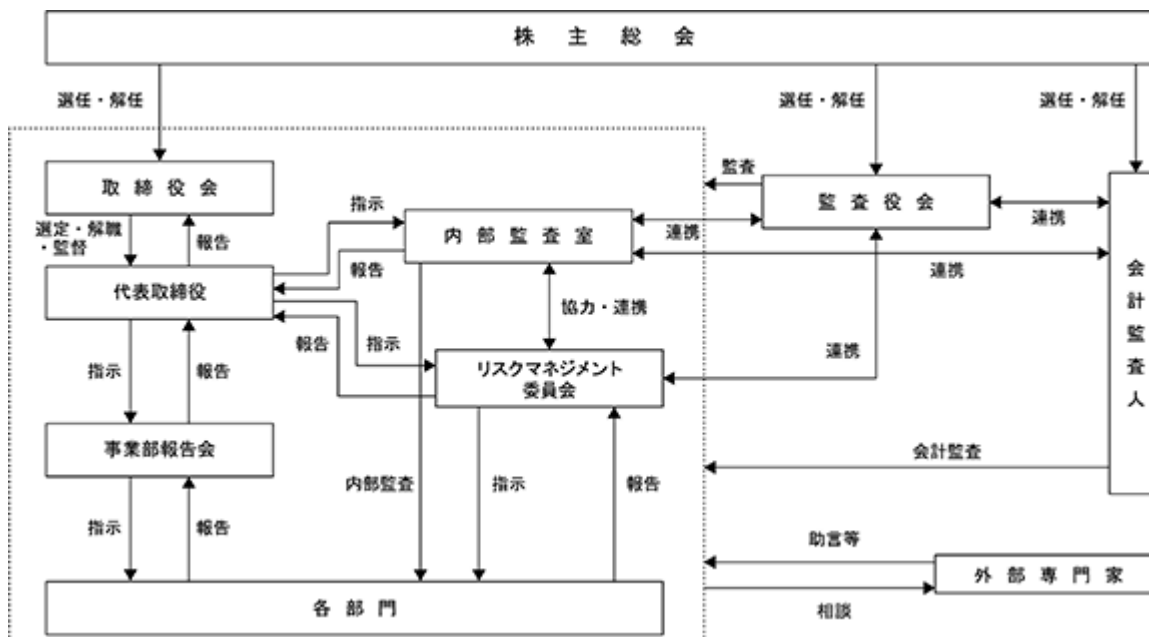
当社は、公正で透明性の高い経営を行い、企業価値を継続的に高め企業の社会的責任を果たし、当社のすべてのステークホルダー（利害関係者）から信頼を得ることをコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方としております。また、コンプライアンスの徹底を図るとともに、積極的かつ迅速な情報開示による透明性・健全性の向上と効率経営を実現するための施策並びに組織体制の継続的な改善・強化に努めております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

イ．企業統治の体制の概要

当社は会社法上の機関として、株主総会、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置しております。また、コーポレート・ガバナンス体制を担保するものとして、リスクマネジメント委員会を設置しております。併せて、代表取締役が内部監査室長を指名し、内部監査室が内部監査を実施することで、経営に対する監督の強化を図っております。さらに、必要に応じて、弁護士等の外部専門家の助言及び指導をいただくことで、コーポレート・ガバナンス体制を補強しております。また当社は、取締役会が経営の基本方針や重要な業務の執行を自ら決定し、監査役が独立した立場から取締役の職務執行を監査する体制が、経営の効率性と健全性を確保するのに有効であると判断し、監査役会設置会社制を採用しております。

当社の企業統治の体制の模式図は以下のとおりであります。



a．取締役会

当社の取締役会は、代表取締役CEO 河端保志が議長を務め、代表取締役COO 高原克弥、取締役 金沢大輝、取締役CFO 谷邊紘史、社外取締役 長尾卓の取締役5名（うち社外取締役1名）で構成され、法令及び定款並びに取締役会規程に定められた事項の決議の他、当社の重要な業務執行を決定し、取締役の職務執行の監督を行っております。取締役会は、毎月1回の定例取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速かつ効率的な意思決定を行える体制をとっております。また、経営に関する牽制機能を果たすべく、監査役3名が取締役会に出席しております。

b．監査役会

当社の監査役会は、社外監査役 川村英樹、社外監査役 浅利圭佑、社外監査役 沼田雅之の監査役3名（うち、社外監査役3名）で構成されており、川村英樹を常勤監査役とし、ガバナンスのあり方とその運用状況を監視しております。監査役は、取締役会への出席及び取締役との面談を通じ、常勤監査役を中心に、日常的活動を含む取締役の職務執行の監査を行っております。

また、常勤監査役はリスクマネジメント委員会や事業部報告会に出席して監査役としての意見を述べるほ

か、会計監査人や内部監査室と定期的に情報を共有しながら、監査の実効性と効率性の向上に努めております。監査役会は、毎月1回の定例監査役会に加え、必要に応じて臨時監査役会を開催し、迅速かつ効率的な経営監視体制を取っております。

c. 事業部報告会

当社は前月の商況の把握及び当月の戦略の確認を迅速に行うべく、毎月初旬に「事業部報告会」を開催しております。事業部報告会は代表取締役COO 高原克弥を議長として、代表取締役CEO 河端保志、取締役 金沢大輝、取締役CFO 谷邊紘史、社外監査役 川村英樹、執行役員 加藤真及び各部門の事業部長で構成されております。各事業の実績及び今後の見込みを迅速に把握することで、迅速かつ効率的な意思決定を行える体制をとっております。

d. 内部監査室

当社は経営診断の見地から、業務規程や関連法令の遵守、業務改善の向上、不正、誤謬の未然防止を目的とし、代表取締役直轄の組織として内部監査室を設置しております。内部監査室は、室長1名（事業戦略本部を兼務）及び兼務担当者2名（コーポレートマネジメント部）の計3名により構成されており、3名がそれぞれ自己監査とならないように、当社全体をカバーするよう内部監査業務を実施しております。

e. リスクマネジメント委員会

当社は、リスク発生の防止と適切な対応により損失の最小限化を図るために代表取締役COO 高原克弥を委員長とし、組織管理を担うコーポレートマネジメント部及び重要性の高いリスクを管轄する部署の管理責任者、内部監査室長、弁護士などの外部の専門家からなる「リスクマネジメント委員会」を設置し、内部統制の体制整備・運営の推進を図っております。リスクマネジメント委員会は、関連法令の確認、周知を行うとともに、事業に関するクレーム等、当社運営に関する統括的なリスク管理の報告及び対応策検討の場と位置付けており、全社的なリスクを統括的に管理し、想定されるリスクの特定、評価を行い、リスク低減のための体制整備・対策実行を推進しております。また、各部門の責任者は、担当部門のリスク管理責任者として日常の業務活動におけるリスク管理を行うとともに、不測の事態が発生した場合は、リスクマネジメント委員会へ報告することとしております。

ロ. 当該体制を採用する理由

当社は取締役会において当社事業に精通した取締役が経営の基本方針や重要な業務の執行について法令や規程に則った意思決定を行う一方、社外監査役にて構成されている監査役会において、客観的な監督を行うこと及び常勤監査役が事業部報告会やリスクマネジメント委員会といった重要な会議に定期的に出席することで、コーポレート・ガバナンス体制をより一層充実させることが可能となると考え、当該体制を採用しております。

企業統治に関するその他の事項

イ. 内部統制システムの整備状況

当社は、業務の適正を確保するための体制づくりと管理体制のより一層の整備を図るため、取締役会において「内部統制システムに関する基本方針」を決議しております。当社の内部統制システムは、以下のとおりであります。

a. 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びに当社の業務の適正を確保するために必要な体制

- ・当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合すること並びに当社の業務の適正を確保するため、「コンプライアンス規程」等を定める。
 - ・当社の取締役は、当社に関し重大な法令違反、コンプライアンス違反その他重要な事実を発見した場合、速やかに取締役会に報告する。
 - ・当社の監査役は、「監査役会規程」に基づき、取締役の職務執行について監査を行う。
 - ・当社は、法令、定款及び社内規則に違反する行為が行われ、又は行われようとしている場合の報告体制として「内部通報制度規程」を定め、各監査役及びコーポレートマネジメント部長を窓口とする社内通報窓口を設置するとともに、社内通報窓口及び社外通報窓口を設置する。
- 当社は、当該通報を行った者に対して、解雇その他いかなる不利益な取り扱いも行わない。

- b. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ・当社の取締役の職務執行に係る文書その他重要な情報については、法令、定款及び「文書保管管理規程」ほか社内規則に則り作成、保存、管理する。取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの情報を閲覧することができるものとする。
 - ・当社は、「個人情報保護規程」等の社内規則に基づき、情報の保存及び管理に関する体制を整備する。
- c. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・当社は、リスク管理の基礎として定める「リスク管理規程」に基づき、当社のリスクを横断的に管理する「リスクマネジメント委員会」を設置し、リスクマネジメント活動を推進する。
 - ・当社は、事業部報告会やリスクマネジメント委員会において定期的に実施される業務執行状況の報告等を通じ、当社におけるリスクの状況を適時に把握、管理する。
 - ・当社の内部監査室は、「内部監査規程」に基づき、当社におけるリスク管理の実施状況について監査計画に基づき監査を行う。
- d. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・当社は、経営の効率化と責任の明確化を図るため、「執行役員規程」に基づき、執行役員制度を導入する。
 - ・当社は、取締役会を毎月1回以上開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務の執行状況について報告を行い、当社の取締役の職務の執行について監視・監督を行う。
 - ・当社は、取締役会の決定に基づく業務執行については、「業務分掌規程」「職務権限規程」において、それぞれの分担を明確にして、職務の執行が効率的に行われることを確保する。
 - ・当社は、職務の執行が効率的に行われることを補完するため、経営に関する重要事項について協議する事業部報告会を毎月1回以上開催する。
- e. 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・当社の取締役会は、「取締役会規程」に基づき重要事項について決定するとともに、役員及び従業員に業務の執行状況を報告させ、法令、定款及び社内規則の遵守状況を把握する。
 - ・当社は、「コンプライアンス規程」を、職務を遂行するにあたり遵守すべき行動基準とし、全ての役員及び従業員に対し周知徹底を図る。
 - ・当社は、「内部通報制度規程」に基づき社内通報窓口及び社外通報窓口を設置し、不祥事の未然防止を図る。
 - ・当社の内部監査室は、社内規程に基づき内部監査を実施し、当社の使用人の職務における法令、定款及び社内規則の遵守状況並びにその他業務の遂行状況を検証する。
 - ・当社の監査役及び監査役会は、当社の法令、定款及び社内規則等の遵守状況に問題があると認められた場合は、改善策を講ずるよう取締役会に要求する。
- f. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ・監査役が監査役補助者の登用を求めた場合、当社の使用人から監査役補助者を任命することができるものとする。
 - ・監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については、監査役会の同意を得たうえで、取締役会で決定することとし、取締役からの独立性を確保する。
 - ・監査役補助者は業務の執行に係る役職を兼務しないものとする。

- g. 当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ・当社の取締役及び使用人等は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、当社の監査役に対して、当該事実に関する事項を速やかに報告しなければならない。また、当社の監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合においても、速やかに報告を行わなければならない。
 - ・当社は、前項により当社の監査役に対して報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制を構築する。
- h. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・当社の監査役は、当社の取締役会、事業部報告会その他経営に関する重要な会議に出席し、経営において重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するとともに、意見を述べることができる。
 - ・当社の代表取締役は、当社の監査役と定期的に意見交換を行う。
 - ・当社の監査役は、内部監査室の実施する内部監査に係る年次計画について事前に説明を受け、その修正等を求めることができる。また、内部監査の実施状況について適宜報告を受け、必要があると認めるときは、追加監査の実施、業務改善策の策定等を求めることができる。
 - ・当社の監査役は、会計監査人から必要に応じて会計の内容について説明を受けるとともに意見交換を行い、効率的な監査のために連携を図る。
- i. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する方針に関する事項
- ・当社は、当社の監査役の職務の執行に協力し監査の実効性を担保するために、監査費用のための予算を確保する。
- j. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方・措置
- ・当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力と一切の関係を持たないことを掲げ、公共の信頼を維持し、健全な企業経営を実現するため、「反社会的勢力に対する基本方針」を宣言する。
 - ・反社会的勢力に対しては、警察、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会（特防連）及び弁護士等の外部専門機関と連携して組織的な対応を図るものとし、平素より情報収集に努め、速やかに対処できる体制を整備する。
 - ・役員又は従業員の雇用にあたり、入社前にインターネットその他の手段を通じて反社会的勢力ではないことの確認を行い、入社時には被採用者自らが反社会的勢力等でないことを宣誓させております。
 - ・暴力団排除条例及び反社会的勢力調査マニュアルに基づき、事業に関わる契約を締結する際には、インターネットその他の手段を通じて取引先が反社会的勢力でないことの確認に努めております。
 - ・2020年4月に継続取引先について、インターネットその他の手段を通じて反社会的勢力ではないことの確認を行っており、今後についても毎年4月に調査を実施してまいります。

責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役又は社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

なお、当社は当社定款の規定に基づき、社外取締役1名、社外監査役3名と責任限定契約を締結しております。

取締役及び監査役並びに会計監査人の責任免除

当社は、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できることを目的として、取締役会の決議によって会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）並びに会計監査人（会計監査人であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役並びに会計監査人が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

取締役の定数

当社の取締役は7名以内とする旨定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会における特別決議の要件を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

中間配当

当社は、株主への利益配分の機会を充実させるため、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議によって、毎年2月末日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

自己株式の取得

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を確保するため、会社法第165条第2項の規定によって、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性8名 女性 名(役員のうち女性の比率 %)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役 CEO	河端 保志	1989年7月25日	2013年10月	当社設立 代表取締役CEO 就任(現任)	(注)3	1,845,280 (注)5
代表取締役 COO	高原 克弥	1991年7月15日	2013年10月	当社設立 代表取締役COO 就任(現任)	(注)3	1,838,680 (注)6
取締役 営業本部長兼 Midworks事業 部長兼FCS事業 部長	金沢 大輝	1989年5月25日	2014年4月 2015年4月 2016年9月 2017年8月	株式会社エフオーション 入社 当社入社 Midworks事業 部長兼FCS事業部長(現 任) 当社執行役員営業本部長就 任 当社取締役営業本部長就 任(現任)	(注)3	
取締役CFO コーポレート マネジメント 本部長兼 コーポレート マネジメント 部長	谷邊 紘史	1983年10月23日	2007年4月 2013年7月 2016年7月 2018年5月 2018年6月 2018年9月 2019年9月	株式会社日本経営入社 税理士法人OCパート ナーズ入社 株式会社エース(現株式会 社BuySell Technologies) 入社 当社入社 当社コーポレートマネジ メント部長就任(現任) 当社執行役員コーポレー トマネジメント本部長就 任 当社取締役CFOコーポレー トマネジメント本部長就 任(現任)	(注)3	
取締役	長尾 卓	1983年4月9日	2008年11月 2009年11月 2009年12月 2018年6月 2018年8月	司法研修所 入所 司法研修所 退所 AZX総合法律事務所 入所 プロコミットパートナ ーズ法律事務所 代表(現 任) 当社取締役就任(現任)	(注)3	
常勤監査役	川村 英樹	1953年11月17日	1977年4月 1982年7月 1989年1月 1989年7月 2005年6月 2010年1月 2012年5月 2016年9月 2017年7月	株式会社エムエスケイ保 険センター(現三菱商事 インシュアランス株式会 社)入社 AIU損害保険株式会社入社 株式会社ジャパン・ト レーニング・コントロー ル設立 同社代表取締 役 株式会社イトーキ入社 株式会社スカイパーフェ クト・コミュニケーション ズ(現スカパーJSAT株 式会社)入社 ヤフー株式会社入社 株式会社じげん 常勤監 査役就任 一般社団法人日本ゴール ボール協会入社 当社監査役就任(現任)	(注)4	

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役	浅利 圭佑	1982年10月29日	2005年4月 中央青山監査法人 入所 2007年4月 浅利会計事務所 代表 2008年9月 浅利公認会計士事務所 代表(現任) 2008年12月 浅利税理士事務所(現ネクスパート会計事務所) 代表 2010年8月 キラメックス株式会社 取締役就任 2013年6月 ネクスパート・アドバイザー株式会社設立 同社代表取締役(現任) 2015年10月 株式会社 GoodCoffee 監査役就任 2017年7月 株式会社インフォステラ 監査役就任(現任) 2018年1月 当社監査役就任(現任) 2020年1月 税理士法人NEXPERT 同社代表(現任) 2020年1月 株式会社NEXPERT Consulting 同社代表取締役(現任) 2020年1月 株式会社CFO-Partners 同社取締役(現任)	(注) 4	
監査役	沼田 雅之	1970年2月4日	1997年4月 北里看護専門学校 非常勤講師 2000年4月 法政大学 講師 2000年4月 川崎市 労働相談員(委嘱) 2000年8月 神奈川県 専門相談員(委嘱) 2003年4月 駒澤大学 非常勤講師 2003年4月 立正大学 非常勤講師 2010年4月 大阪経済法科大学 准教授 2013年4月 大東文化大学 非常勤講師 2013年4月 城西大学 非常勤講師 2013年4月 東洋大学 非常勤講師 2013年4月 駒澤大学 非常勤講師 2014年4月 法政大学 兼任教授 2016年4月 法政大学 教授(現任) 2018年1月 当社監査役就任(現任) 2018年7月 千葉県労働委員会 公益委員(現任) 2019年4月 神奈川県外国人労働相談 専門相談員(現任)	(注) 4	
計					3,683,960

(注) 1. 取締役 長尾卓は、社外取締役であります。

2. 監査役 川村英樹、浅利圭佑及び沼田雅之は、社外監査役であります。

3. 取締役の任期は、2020年3月24日開催の臨時株主総会終結の時から選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

4. 監査役の任期は、2020年3月24日開催の臨時株主総会終結の時から選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

5. 代表取締役CEO河端保志の所有株式数は、資産管理会社であるYAS合同会社が所有する株式数を含んだ実質所有株式数を記載しております。

6. 代表取締役COO高原克弥の所有株式数は、資産管理会社であるTK合同会社が所有する株式数を含んだ実質所有株式数を記載しております。

7. 当社では経営の効率化と責任の明確化を図るため、執行役員制度を導入しております。

執行役員は以下のとおりであります。

職名	氏名
内部監査室長	加藤 真
Midworks事業部長	澤田 修洋

社外役員の状況

イ．社外取締役及び社外監査役の員数

当社の社外取締役は1名、社外監査役は3名であります。

ロ．社外取締役及び社外監査役が当社の企業統治において果たす機能及び役割と当社との関係

社外取締役には、独立した立場からの監督・助言機能を、社外監査役には、取締役の影響を受けず業務執行を客観的に監査することを求めています。

長尾卓は、弁護士としての豊富な経験と高い専門性、幅広い見識を有しており、当社の経営に活かしていただくことを期待し、社外取締役として選任しております。

川村英樹は、企業において長年にわたり内部監査、内部統制、コンプライアンス等の多様な業務を担当しており、その経歴、見識を活かし適切な監査を行っていただけると判断し、社外監査役として選任しております。

浅利圭佑は、公認会計士として財務及び会計に関する専門的かつ高い知見と、会計監査業務を通じた幅広い経験を有していることから、客観的かつ公正な立場で取締役の職務の執行を監査していただけると判断し、社外監査役として選任しております。

沼田雅之は、大学教授として労働法務に関する学術面からの高度な専門的知識を有しており、当社の事業においては労働法その他関連法令の遵守が非常に重要であることから、その視点による経営の監督とチェック機能を行っていただくことは経営上重要であると判断し、社外監査役として選任しております。

ハ．社外取締役及び社外監査役と当社との人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係の概要

当社と社外取締役及び社外監査役との間に人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。なお、社外取締役及び社外監査役による当社株式の保有は「役員一覧」の所有株式数の欄に記載のとおりであります。

社外取締役の長尾卓は、プロコミットパートナーズ法律事務所の所長を兼任しておりますが、当社と兼任先との間に人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役の浅利圭佑は、浅利公認会計士事務所の所長、ネクスパート会計事務所の所長、ネクスパート・アドバイザー株式会社の代表取締役社長、株式会社インフォステラの監査役、税理士法人NEXPERTの所長、株式会社NEXPERT Consultingの代表取締役、株式会社CF0-Partnersの取締役を兼任しておりますが、当社と兼任先との間に人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役の沼田雅之は、法政大学の教授を兼任しておりますが、当社と兼任先との間に人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

ニ．社外取締役又は社外監査役を選任するための提出会社からの独立性に関する基準又は方針内容

当社では、社外取締役又は社外監査役を選任するための独立性に関する基準は特段設けておりませんが、豊富な知識、経験に基づき客観的な視点から当社の経営等に対し、適切な意見を述べて頂ける方を選任しております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会に出席し、決議事項に関する審議や決定に参加するほか、業務執行等の報告を受ける等の監督を行っております。また、監査役監査、内部監査及び会計監査と連携をとり、また内部統制部門とも必要に応じて情報交換・意見交換を行っております。

社外監査役は、取締役会及び監査役会において、専門知識及び豊富な経験に基づき意見・提言を行っております。また、常勤監査役は、社内のような部門に対してヒアリングを行い内部統制に関する指摘・指導を行っております。また、内部統制部門とは必要に応じて随時、相互の意見を交換、質問等を行うとともに、会計監査人及び内部監査室とは、定期的に打ち合わせを開催し、三者間の意見交換を行うこと等により、業務の適正性の確保に努めております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

当社における監査役監査は、常勤の社外監査役1名、非常勤の社外監査役2名の体制で実施しており、監査役会が定めた監査方針及び監査計画に基づき、当社グループの内部統制システムを通じて業務及び財産の状況を監査しております。

当事業年度において監査役会を14回開催しており、個々の監査役の出席状況については、次のとおりであります。

氏名	役職名	開催回数	出席回数
川村 英樹	常勤社外監査役	14回	14回
浅利 圭佑	社外監査役	14回	14回
沼田 雅之	社外監査役	14回	14回

監査役会における主な検討事項は、監査の方針、監査計画、職務分担、内部統制システムの整備・運用状況、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性、常勤監査役による月次活動報告に基づく情報共有等であります。

また、常勤監査役の活動としては、稟議書などの決裁書面について常時閲覧できる体制になっており、監査機能の強化を図るとともに、取締役会の他、事業部報告会やリスクマネジメント委員会などといった重要な会議への出席や事業部への往査、取締役や重要な使用人からの意見聴取等を行うこと等により、実効性ある監査に取り組んでおります。

常勤社外監査役 川村英樹氏は、企業における内部監査、内部統制、コンプライアンス等の多様な業務経験により、コーポレート・ガバナンスに関する相当程度の知見を有するものであります。

社外監査役 浅利圭佑氏は、公認会計士・税理士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

社外監査役 沼田雅之氏は、労働法務に関する大学教授として、労働法その他関連法令に関する相当程度の知見を有するものであります。

内部監査の状況

当社における内部監査は、代表取締役直轄の内部監査室が行っております。内部監査室は、室長1名（事業戦略本部を兼務）及び兼務担当者2名（コーポレートマネジメント部、Midworks事業部）の計3名により構成されており、3名がそれぞれ自己監査とならないように、当社全体をカバーするよう内部監査業務を実施しております。なお、業務上、特に必要がある場合は、代表取締役の承認を得て、他の社員を内部監査にあたらせることができることとなっております。

内部監査にあたっては、前年度末までに年度の監査方針案及び監査計画案を監査役と協議のうえ立案し、代表取締役の承認を得ております。当該計画に基づき全部門を対象とした内部監査を実施し、当該監査結果については代表取締役に都度報告する体制となっており、代表取締役からの改善指示を被監査部門責任者に通知し、被監査部門に改善対策及び改善状況の回答書の作成についての指示を行い、その上でフォローアップを行っております。監査内容は、規程・マニュアルの整備状況及び運用状況、関連業法の遵守状況、前期の指摘事項に対する改善状況の確認並びに各事業部の課題に対する対応状況の有効性及び妥当性について監査を行っております。

内部監査担当者、監査役会及び会計監査人は、定期的なミーティングを開催し、それぞれの監査を踏まえた意見交換を行うとともに、必要に応じて都度情報を共有し、三者間で連携を図ることにより三様監査の実効性を高めております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

仰星監査法人

b. 継続監査期間

3年間

c. 業務を執行した公認会計士

神山俊一、岩淵誠

d. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士11名及びその他5名

e. 監査法人の選定方針と理由

当社における監査法人の選任方法は、以下のとおりであります。

- ・ 監査法人の品質管理体制が充実していること。
- ・ 監査法人の独立性が十分であること。
- ・ 当社の事業規模及び事業内容に適していること。

仰星監査法人を選任した理由といたしましては、上記の基準を満たし、当社グループの経営方針に理解を示したうえで、厳正かつ適正な監査業務を行えるものと判断したことによります。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

会計監査人である仰星監査法人は、上場企業の監査に関する経験も豊富であり、また密度の高い監査を行うことができるに足る規模も兼ね備えております。また、当社の会計監査業務を執行した公認会計士両名の監査の内容及び手続は適正かつ厳格なものであり、適切な会計監査がなされているものと評価しております。

監査役会は、会計監査人が職務を適切に執行することが困難であると認められる等、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、解任後最初に招集される株主総会において、監査役会が選定した監査役が会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
11,000		15,000	1,500

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(aを除く)

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

前事業年度

該当事項はありません。

当事業年度

当社は、仰星監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、監査計画、当社の規模、業務の特性及び前事業年度の報酬等を勘案し、当社と監査公認会計士等での協議のうえ、監査役会の同意を得て決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社における監査の対象は当社1社であり、監査計画、監査内容、監査日数等を勘案し、会計監査人の報酬は妥当であると思慮した結果、同意しております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

取締役の報酬額につきましては、株主総会の決議により承認された報酬限度額の範囲内で、当社の経営成績及び財政状態、各取締役の職務執行状況等を総合的に勘案し、取締役会の決議により決定しております。また、監査役の報酬額につきましては、株主総会の決議により承認された報酬限度額の範囲内で、業務の分担等を勘案し、監査役会の決議により決定しております。

当社の取締役の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2018年11月29日であり、取締役の報酬の限度額を150,000千円と決議しております。また、当社の監査役の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2018年11月29日であり、監査役(決議時員数3名)の報酬の限度額を10,000千円と決議しております。

当事業年度の役員報酬等の額の決定過程における取締役会の活動内容については、当社の業績向上及び企業価値の増大への貢献度、またその役位に応じて報酬の額を算出し、取締役会での協議を経た後、各取締役の個別の報酬等の額を決定しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	45,200	45,200			4
監査役 (社外監査役を除く。)					
社外取締役	1,800	1,800			1
社外監査役	6,600	6,600			3

役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

使用人兼務役員は存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、専ら株式の価値の変動又は配当の受領によって利益を得ることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式、それ以外を目的として保有する株式を純投資目的以外の目的である投資株式としております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

- a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は上場株式を保有しておりませんので保有方針等については記載しておりません。

- b. 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	1	10,001
非上場株式以外の株式		

- (当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

- (当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

- c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2019年9月1日から2020年8月31日まで)の財務諸表について、仰星監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、社内体制の構築、会計専門誌の購読、セミナーへの参加等を行っております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年8月31日)	当事業年度 (2020年8月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	470,016	585,302
売掛金	347,908	433,812
貯蔵品	398	301
前渡金	301	49
前払費用	10,979	25,549
その他	4,916	14,825
貸倒引当金	13,106	16,392
流動資産合計	821,414	1,043,447
固定資産		
有形固定資産		
建物	9,357	9,357
減価償却累計額	1,245	1,891
建物(純額)	8,111	7,465
工具、器具及び備品	4,918	8,638
減価償却累計額	1,776	4,343
工具、器具及び備品(純額)	3,141	4,294
有形固定資産合計	11,253	11,759
無形固定資産		
ソフトウェア	535	371
ソフトウェア仮勘定		9,905
無形固定資産合計	535	10,276
投資その他の資産		
投資有価証券	10,001	10,001
破産更生債権等	2,030	2,030
長期前払費用		478
敷金及び保証金	38,795	41,113
繰延税金資産	16,559	12,806
貸倒引当金	2,030	2,030
投資その他の資産合計	65,356	64,400
固定資産合計	77,144	86,437
繰延資産		
株式交付費		7,893
繰延資産合計		7,893
資産合計	898,559	1,137,778

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年8月31日)	当事業年度 (2020年8月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	240,624	217,621
1年内返済予定の長期借入金	57,419	79,668
未払金	107,231	105,962
未払費用	3,811	139
未払法人税等	36,407	16,532
未払消費税等	30,052	39,710
前受金	13,749	3,667
預り金	11,592	3,400
流動負債合計	500,888	466,702
固定負債		
長期借入金	109,827	167,659
固定負債合計	109,827	167,659
負債合計	610,715	634,361
純資産の部		
株主資本		
資本金	61,098	128,718
資本剰余金		
資本準備金	60,998	128,618
資本剰余金合計	60,998	128,618
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	162,723	243,055
利益剰余金合計	162,723	243,055
株主資本合計	284,820	500,392
新株予約権	3,024	3,024
純資産合計	287,844	503,416
負債純資産合計	898,559	1,137,778

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年 9月 1日 至 2019年 8月 31日)	当事業年度 (自 2019年 9月 1日 至 2020年 8月 31日)
売上高	2,819,764	3,110,686
売上原価	1,864,963	2,098,207
売上総利益	954,801	1,012,479
販売費及び一般管理費	¹ 811,349	¹ 910,869
営業利益	143,451	101,610
営業外収益		
受取利息	3	3
助成金収入	1,710	13,694
受取補償金		4,000
その他	163	165
営業外収益合計	1,877	17,863
営業外費用		
支払利息	2,036	1,918
株式交付費償却		464
支払補償費		368
その他	50	
営業外費用合計	2,086	2,750
経常利益	143,242	116,723
特別利益		
事業譲渡益	9,000	
特別利益合計	9,000	
税引前当期純利益	152,242	116,723
法人税、住民税及び事業税	50,507	32,639
法人税等調整額	8,087	3,752
法人税等合計	42,419	36,392
当期純利益	109,822	80,331

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)		当事業年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)		
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	
外注費			1,565,020	83.9	1,773,110	84.5
労務費			278,035	14.9	317,062	15.1
経費			1,708	0.1	7,858	0.4
商品売上原価						
1. 期首商品たな卸高		1,973				
2. 当期商品仕入高		18,226		175		
合計		20,199		175		
3. 期末商品たな卸高		2,012				
4. 商品評価損		2,012	20,199	1.1	175	0.0
売上原価			1,864,963	100.0	2,098,207	100.0

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)

(単位：千円)

	株主資本						新株予約権	純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計		
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	61,098	60,998	60,998	52,900	52,900	174,997	3,024	178,021
当期変動額								
当期純利益				109,822	109,822	109,822		109,822
当期変動額合計				109,822	109,822	109,822		109,822
当期末残高	61,098	60,998	60,998	162,723	162,723	284,820	3,024	287,844

当事業年度(自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)

(単位：千円)

	株主資本						新株予約権	純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計		
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	61,098	60,998	60,998	162,723	162,723	284,820	3,024	287,844
当期変動額								
新株の発行	67,620	67,620	67,620			135,240		135,240
当期純利益				80,331	80,331	80,331		80,331
当期変動額合計	67,620	67,620	67,620	80,331	80,331	215,571		215,571
当期末残高	128,718	128,618	128,618	243,055	243,055	500,392	3,024	503,416

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)	当事業年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	152,242	116,723
減価償却費	1,599	3,377
貸倒引当金の増減額(は減少)	11,516	3,286
受取利息	3	3
支払利息	2,036	1,918
株式交付費償却		464
助成金収入	1,710	13,694
事業譲渡損益(は益)	9,000	
売上債権の増減額(は増加)	42,315	85,903
たな卸資産の増減額(は増加)	240	96
仕入債務の増減額(は減少)	6,526	23,002
未払金の増減額(は減少)	19,444	1,562
前受金の増減額(は減少)	12,217	10,081
未払消費税等の増減額(は減少)	5,991	9,658
その他	17,945	22,934
小計	126,777	21,656
利息及び配当金の受取額	3	3
利息の支払額	1,925	1,897
法人税等の支払額	42,176	52,513
助成金の受取額	1,710	3,999
営業活動によるキャッシュ・フロー	84,388	72,064
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の払戻による収入	5,000	
投資有価証券の取得による支出	10,001	
有形固定資産の取得による支出	6,405	3,720
敷金及び保証金の回収による収入		2,190
敷金及び保証金の差入による支出	10,790	8,469
無形固定資産の取得による支出		9,612
その他	285	
投資活動によるキャッシュ・フロー	22,482	19,612
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	15,000	
長期借入れによる収入	100,000	150,000
長期借入金の返済による支出	89,385	69,919
株式の発行による収入		126,882
財務活動によるキャッシュ・フロー	4,385	206,963
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	57,521	115,286
現金及び現金同等物の期首残高	412,495	470,016
現金及び現金同等物の期末残高	1 470,016	1 585,302

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	7～32年
工具、器具及び備品	2～10年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用分） 5年（社内における利用可能期間）

3. 繰延資産の処理方法

株式交付費

3年間にわたり均等償却をしております。

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

- ステップ1：顧客との契約を識別する。
- ステップ2：契約における履行義務を識別する。
- ステップ3：取引価格を算定する。
- ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。
- ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年8月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による財務諸表に与える影響については、現時点で評価中であります。

- ・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 2020年3月31日)

(1) 概要

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に、採用した会計処理の原則及び手続きの概要を示すことを目的とするものです。

(2) 適用予定日

2021年8月期の年度末より適用予定であります。

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)

(1) 概要

当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目における会計上の見積りの内容について、財務諸表利用者の理解に資する情報を開示することを目的とするものです。

(2) 適用予定日

2021年8月期の年度末より適用予定であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産

また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

2022年8月期の期首より適用予定です。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による財務諸表に与える影響については、現時点で評価中であります。

(表示方法の変更)

(キャッシュ・フロー計算書関係)

「営業活動によるキャッシュ・フロー」における「助成金収入」及び「助成金の受取額」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度のキャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「助成金収入」1,710千円及び「助成金の受取額」1,710千円を独立掲記するとともに、「小計」128,487千円を126,777千円に変更しております。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症の拡大は、経済や企業活動に広範な影響を与える事象であり、現時点で当社に及ぼす影響及び当感染症の収束時期を予測することは困難であります。当事業年度においては、翌事業年度の一定期間経過後にある程度持ち直し、当社が求める事業環境が整ってくるという一定の仮定に基づいて、会計上の見積りを行っていますが、財務諸表に与える影響は軽微であります。

(貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(損益計算書関係)

- 1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)	当事業年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)
給料手当及び賞与	314,775千円	380,267千円
広告宣伝費	160,508 "	121,086 "
地代家賃	56,393 "	66,003 "
貸倒引当金繰入額	11,516 "	3,364 "
減価償却費	1,599 "	3,377 "
おおよその割合		
販売費	26.2%	18.8%
一般管理費	73.8 "	81.2 "

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	121,835			121,835

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
第1回ストック・オプションとしての新株予約権						
第2回ストック・オプションとしての新株予約権						
第4回ストック・オプションとしての新株予約権						
第5回ストック・オプションとしての新株予約権						3,024
第6回ストック・オプションとしての新株予約権						
合計						3,024

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	121,835	5,051,565		5,173,400

(変動事由の概要)

普通株式の増加の内訳は、次のとおりであります。

株式分割による増加	4,751,565株
公募による新株式の発行による増加	260,000株
第三者割当による新株式の発行による増加	40,000株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
第1回ストック・オプションとしての新株予約権						
第2回ストック・オプションとしての新株予約権						
第4回ストック・オプションとしての新株予約権						
第5回ストック・オプションとしての新株予約権						3,024
第6回ストック・オプションとしての新株予約権						
第7回ストック・オプションとしての新株予約権						
第8回ストック・オプションとしての新株予約権						
合計						3,024

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)	当事業年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)
現金及び預金	470,016千円	585,302千円
預入期間が3か月を超える定期預金	〃	〃
現金及び現金同等物	470,016千円	585,302千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金計画に基づき、必要な資金を主に銀行借入による調達をしております。資金運用については、短期的な預金等に限定し、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、主として本社オフィス等の賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されておりますが、契約締結に際し差入先の信用状況を把握しております。

営業債務である買掛金、未払金は1年以内の支払期日であります。借入金は運転資金に必要な資金の調達を目的としたものであり、流動性リスクに晒されております。

借入金については、変動金利であり、金利変動のリスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権について、財務経理規程及び与信管理規程に従い、コーポレートマネジメント部が取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、入金状況を営業部門に随時連絡しております。これにより財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク(金利の変動リスク)の管理

当社は変動金利による借入金については定期的に金利の動向を把握し、管理しております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は利益計画に基づきコーポレートマネジメント部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持等により、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません((注2)をご参照ください。)

前事業年度(2019年8月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	470,016	470,016	
(2) 売掛金	347,908	347,908	
(3) 敷金及び保証金	38,795	38,937	142
資産計	856,720	856,863	142
(1) 買掛金	240,624	240,624	
(2) 未払金	107,231	107,231	
(3) 長期借入金(1年内に返済予定のものを含む)	167,246	167,246	
負債計	515,101	515,101	

当事業年度(2020年8月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	585,302	585,302	
(2) 売掛金	433,812	433,812	
(3) 敷金及び保証金	41,113	41,173	59
資産計	1,060,228	1,060,288	59
(1) 買掛金	217,621	217,621	
(2) 未払金	105,962	105,962	
(3) 長期借入金(1年内に返済予定のものを含む)	247,327	247,327	
負債計	570,910	570,910	

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金及び保証金

時価は一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金

これらはすべて短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金(1年内に返済予定のものを含む)

変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。なお、長期借入金には1年内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記表には含めておりません。

(単位:千円)

区分	前事業年度 (2019年8月31日)	当事業年度 (2020年8月31日)
非上場株式	10,001	10,001

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度(2019年8月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	470,016			
売掛金	347,908			
敷金及び保証金		38,695		100
合計	817,925	38,695		100

当事業年度(2020年8月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	585,302			
売掛金	433,812			
敷金及び保証金		41,013		100
合計	1,019,115	41,013		100

(注4) 長期借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

前事業年度(2019年8月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	57,419	49,668	33,572	22,457	4,130	
合計	57,419	49,668	33,572	22,457	4,130	

当事業年度(2020年8月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	79,668	63,572	52,457	34,130	17,500	
合計	79,668	63,572	52,457	34,130	17,500	

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

当事業年度(2020年8月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

なお、2020年3月6日に1株を40株とする株式分割を行っておりますが、以下は、当該株式分割を反映した数値を記載しております。

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社勤続従業員 13名 社外協力者 7名	当社取締役 1名 当社勤続従業員 41名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 180,400株 (注)1	普通株式 131,160株 (注)1
付与日	2016年4月30日	2017年8月30日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況1 株式等の状況(2)新株予約 権等の状況」に記載のと おりであります。	「第4 提出会社の状況1 株式等の状況(2)新株予約 権等の状況」に記載のと おりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはあり ません。	対象勤務期間の定めはあり ません。
権利行使期間	自 2018年5月1日 至 2026年4月30日	自 2019年7月15日 至 2027年7月14日

	第4回新株予約権	第6回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	社外協力者 2名	当社勤続従業員 13名 社外協力者 1名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 8,000株 (注)1	普通株式 27,720株 (注)1
付与日	2017年8月30日	2018年8月20日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況1 株式等の状況(2)新株予約 権等の状況」に記載のと おりであります。	「第4 提出会社の状況1 株式等の状況(2)新株予約 権等の状況」に記載のと おりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはあり ません。	対象勤務期間の定めはあり ません。
権利行使期間	自 2019年7月15日 至 2027年7月14日	自 2020年8月18日 至 2028年8月17日

	第7回新株予約権	第8回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社勤続従業員 18名 社外協力者 1名	当社勤続従業員 1名 社外協力者 2名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 77,200株 (注)1	普通株式 44,240株 (注)1
付与日	2019年9月17日	2019年11月29日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況1 株式等の状況(2)新株予約 権等の状況」に記載のと おりであります。	「第4 提出会社の状況1 株式等の状況(2)新株予約 権等の状況」に記載のと おりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはあり ません。	対象勤務期間の定めはあり ません。
権利行使期間	自 2021年9月14日 至 2029年9月13日	自 2021年11月30日 至 2029年11月27日

(注)1. 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2020年8月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利確定前(株)		
前事業年度末	88,200	102,960
付与		
失効	21,800	67,560
権利確定		
未確定残	66,400	35,400
権利確定後(株)		
前事業年度末		
権利確定		
権利行使		
失効		
未行使残		

	第4回新株予約権	第6回新株予約権
権利確定前(株)		
前事業年度末	6,000	27,720
付与		
失効		9,600
権利確定	1,800	
未確定残	4,200	18,120
権利確定後(株)		
前事業年度末		
権利確定	1,800	
権利行使		
失効		
未行使残	1,800	

	第7回新株予約権	第8回新株予約権
権利確定前(株)		
前事業年度末		
付与	77,200	44,240
失効		41,040
権利確定		
未確定残	77,200	3,200
権利確定後(株)		
前事業年度末		
権利確定		
権利行使		
失効		
未行使残		

単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利行使価格(円)	45	238
行使時平均株価(円)		
付与日における公正な評価単価(円)		

	第4回新株予約権	第6回新株予約権
権利行使価格(円)	238	513
行使時平均株価(円)		
付与日における公正な評価単価(円)		

	第7回新株予約権	第8回新株予約権
権利行使価格(円)	1,026	1,026
行使時平均株価(円)		
付与日における公正な評価単価(円)		

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションの付与日時点において、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価は、単位当たりの本源的価値を見積る方法により算定しております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式の評価方法は、DCF法、DCF法及び類似会社比準の折衷方法によっております。

4.ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5.ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額	365,335千円
(2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額	千円

(追加情報)

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(実務対応報告第36号 2018年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。)の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、実務対応報告第36号第10項(3)に基づいて、従来採用していた会計処理を継続しております。

1. 権利確定条件付き有償新株予約権の概要

(1) 権利確定条件付き有償新株予約権の内容

	第5回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 504,000株 (注)1
付与日	2018年3月6日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況1 株式等の状況(2) 新株予 約権等の状況」に記載のと おりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはあり ません。
権利行使期間	自 2018年3月6日 至 2028年3月5日

(注)1. 株式数に換算して記載しております。

(2) 権利確定条件付き有償新株予約権の規模及びその変動状況

当事業年度(2020年8月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第5回新株予約権
権利確定前(株)	
前事業年度末	504,000
付与	
失効	
権利確定	504,000
未確定残	
権利確定後(株)	
前事業年度末	
権利確定	504,000
権利行使	
失効	
未行使残	504,000

単価情報

	第5回新株予約権
権利行使価格(円)	357
行使時平均株価(円)	-

2. 採用している会計処理の概要

(権利確定日前の会計処理)

- (1) 権利確定条件付き有償新株予約権の付与に伴う従業員等からの払込金額を、純資産の部に新株予約権として計上する。
- (2) 新株予約権として計上した払込金額は、権利不確定による失効に対応する部分を利益として計上する。

(権利確定日後の会計処理)

- (3) 権利確定条件付き有償新株予約権が権利行使され、これに対して新株を発行した場合、新株予約権として計上した金額のうち、当該権利行使に対応する部分を払込資本に振り替える。
- (4) 権利不行使による失効が生じた場合、新株予約権として計上した金額のうち、当該失効に対応する部分を利益として計上する。この会計処理は、当該失効が確定した期に行う。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年8月31日)	当事業年度 (2020年8月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	5,298千円	1,642千円
貸倒引当金	5,152 "	5,642 "
敷金償却	3,417 "	4,277 "
一括償却資産	710 "	491 "
その他	1,979 "	753 "
繰延税金資産小計	16,559千円	12,806千円
繰延税金資産合計	16,559千円	12,806千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2019年8月31日)	当事業年度 (2020年8月31日)
法定実効税率	34.59%	
(調整)		
所得拡大促進税制による税額控除	5.44%	
住民税均等割等	0.54%	
中小法人の軽減税率	0.47%	
その他	1.36%	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.86%	

(注) 当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 外形標準課税に伴う実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の修正

当社は、当事業年度に資本金が1億円超となり、外形標準課税適用法人となりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の34.6%から30.6%に変更しております。

なお、この税率変更による影響額は軽微であります。

(資産除去債務関係)

当社は、本社オフィス等の不動産賃貸契約に基づき、オフィスの退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、賃借契約に関連する敷金が資産に計上されているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当該事業年度の負担に属する金額を費用計上する方法によっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、ITエンジニアを取り巻く様々な事業環境を収益獲得機会ととらえて事業活動を展開しておりますが、一定程度の事業規模となっている事業のほかにも新しい事業を確立すべく、常に複数の新規事業も並行して事業活動を展開しております。

したがって、当社は事業の成長段階に応じて、「Midworks事業」「メディア事業」「tech boost事業」及び「FCS事業」の4つを報告セグメントとしております。

(2) 各報告セグメントに属するサービスの種類

「Midworks事業」は、独立を目指すITエンジニアに独立支援サービスを提供し、ITエンジニアと企業をマッチングさせ、客先にエンジニアを常駐させるSES事業や派遣事業を行っております。

「メディア事業」は、主にITエンジニアに関する領域に対し有益な情報を発信して多数のターゲットユーザーにリーチを行い、インターネット広告収入や企業に対する広告枠の販売と当社CMSシステムの販売を行うサービスです。

「tech boost事業」は、ITエンジニアを目指す人を対象としたプログラミング教育を提供する学習サービスです。

「FCS事業」は、自社にエンジニア部門がなく自社開発を行うことができない企業に対して、受託開発の実施、およびエンジニア部門の立上げのコンサルティングとして人員採用からチーム組成まで、企業のニーズに合わせた受託開発、コンサルティングを行っております。

(3) 報告セグメントの変更等に関する事項

当事業年度より、従来「その他」に含まれていた「tech boost事業」について量的な重要性が増したため、報告セグメントとして記載する方法に変更しております。

なお、前事業年度のセグメント情報については変更後の区分により作成しており、「3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報」の前事業年度に記載しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、財務諸表を作成するために採用される会計方針に準拠した方法であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報
前事業年度(自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント					その他 (注)1	合計
	Midworks 事業	メディア 事業	tech boost 事業	FCS事業	計		
売上高							
外部顧客への売上高	2,088,372	298,437	132,352	229,037	2,748,200	71,564	2,819,764
セグメント間の内部 売上高又は振替高							
計	2,088,372	298,437	132,352	229,037	2,748,200	71,564	2,819,764
セグメント利益	168,811	155,560	30,677	139,691	494,740	11,778	506,519
その他の項目							
減価償却費		640			640		640

(注)1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、TechStars事業であります。

2. 報告セグメントごとの資産、負債については、最高意思決定機関が経営の意思決定上、当該情報を各セグメントに配分していないことから記載しておりません。

当事業年度(自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント					その他 (注)	合計
	Midworks 事業	メディア 事業	tech boost 事業	FCS事業	計		
売上高							
外部顧客への売上高	2,395,508	302,215	254,257	95,693	3,047,674	63,012	3,110,686
セグメント間の内部 売上高又は振替高							
計	2,395,508	302,215	254,257	95,693	3,047,674	63,012	3,110,686
セグメント利益	177,826	139,733	90,156	46,174	453,889	11,891	465,781
その他の項目							
減価償却費							

(注)1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、TechStars事業であります。

2. 報告セグメントごとの資産、負債については、最高意思決定機関が経営の意思決定上、当該情報を各セグメントに配分していないことから記載しておりません。

4. 報告セグメント合計額と財務諸表計上額との差額及び当該差額の内容(差異調整に関する事項)

(単位:千円)

売上高	前事業年度	当事業年度
報告セグメント計	2,748,200	3,047,674
「その他」の区分の売上高	71,564	63,012
財務諸表の売上高	2,819,764	3,110,686

(単位:千円)

利益	前事業年度	当事業年度
報告セグメント計	494,740	453,889
「その他」の区分の利益	11,778	11,891
全社費用(注)	363,067	364,170
財務諸表の営業利益	143,451	101,610

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(単位:千円)

その他の項目	報告セグメント計		その他		調整額(注)		財務諸表計上額	
	前事業年度	当事業年度	前事業年度	当事業年度	前事業年度	当事業年度	前事業年度	当事業年度
減価償却費	640				958	3,377	1,599	3,377

(注) 減価償却費の調整額は、報告セグメントに帰属しない全社資産の減価償却費であります。

【関連情報】

前事業年度(自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当事業年度(自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前事業年度(自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

前事業年度(自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)	当事業年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)
1株当たり純資産額	58.44円	96.72円
1株当たり当期純利益	22.54円	16.34円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		14.54円

- (注) 1. 当社は、2020年3月6日付で普通株式1株につき40株の株式分割を行っております。これに伴い、前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。
2. 前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であったため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
3. 当社株式は、2020年7月7日に東京証券取引所マザーズに上場したため、当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新規上場日から当事業年度末までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
4. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)	当事業年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益(千円)	109,822	80,331
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る当期純利益(千円)	109,822	80,331
普通株式の期中平均株式数(株)	4,873,400	4,916,843
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
当期純利益調整額(千円)		
普通株式増加数(株)		609,708
(うち新株予約権(株))		(609,708)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千円)
有形固定資産							
建物	9,357			9,357	1,891	646	7,465
工具、器具及び備品	4,918	3,720		8,638	4,343	2,567	4,294
有形固定資産計	14,275	3,720		17,995	6,235	3,213	11,759
無形固定資産							
ソフトウェア	820			820	448	164	371
ソフトウェア仮勘定		9,905		9,905			9,905
無形固定資産計	820	9,905		10,725	448	164	10,276
長期前払費用		718		718	239	239	478
繰延資産							
株式交付費		8,357		8,357	464	464	7,893
繰延資産計		8,357		8,357	464	464	7,893

(注) 当期増加額のうち、主なものは次のとおりであります。

工具、器具及び備品	映像設備	3,720千円
ソフトウェア仮勘定	ITエンジニアと求人情報案件のマッチングシステム	9,905千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金				
1年以内に返済予定の長期借入金	57,419	79,668	0.914	
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	109,827	167,659	0.766	2021年12月～ 2025年3月
合計	167,246	247,327		

(注) 1. 「平均利率」については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	63,572	52,457	34,130	17,500

【引当金明細表】

科目	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	15,136	3,364		77	18,423

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

【資産除去債務明細表】

資産除去債務に関しては、不動産賃借契約の敷金計上額に関連する部分について、当該資産除去債務の負債計上及びこれに対応する除去費用の資産計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっているため、該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	299
預金	
普通預金	585,003
計	585,003
合計	585,302

売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社アイスタンダード	15,805
株式会社Olive	15,050
株式会社テイルウインドシステム	12,435
株式会社アイソルート	11,615
株式会社ICSS	11,132
その他	367,772
合計	433,812

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円)	当期発生高(千円)	当期回収高(千円)	当期末残高(千円)	回収率(%)	滞留期間(日) $\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{366}$
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	
347,908	3,335,983	3,250,080	433,812	88.2	42.9

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

買掛金

相手先	金額(千円)
株式会社グランドホープ	14,002
株式会社アドア	5,427
株式会社イイネクス	4,664
株式会社FLAMA	4,028
株式会社ビット	3,494
その他	186,003
合計	217,621

未払金

相手先	金額(千円)
従業員給与	65,750
日本年金機構 渋谷年金事務所	9,231
仰星監査法人	3,025
株式会社クラウドワークス	2,715
東京労働局	2,382
その他	22,857
合計	105,962

長期借入金(1年以内返済予定の長期借入金を含む)

相手先	金額(千円)
株式会社りそな銀行	137,500
株式会社八十二銀行	32,977
株式会社きらぼし銀行	29,150
株式会社みずほ銀行	27,200
株式会社横浜銀行	20,500
合計	247,327

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高 (千円)		1,521,237	2,319,507	3,110,686
税引前四半期(当期)純利益 (千円)		81,980	109,350	116,723
四半期(当期)純利益 (千円)		54,522	74,655	80,331
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)		11.19	15.32	16.34

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益 (円)		5.60	4.13	1.12

- (注) 1. 当社は、2020年7月7日付で東京証券取引所マザーズに上場いたしましたので、第1四半期及び第2四半期の四半期報告書は提出しておりませんが、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期会計期間及び第2四半期累計期間の四半期財務諸表について、仰星監査法人により四半期レビューを受けております。
2. 2020年3月6日付で、普通株式1株につき40株の株式分割を行っておりますが、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算出しております。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年9月1日から翌年8月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3か月以内
基準日	毎年8月31日
剰余金の配当の基準日	2月末日 8月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他のやむを得ない事由により、電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 当社公告掲載URL https://b-engineer.co.jp
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社定款の定めにより、単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券届出書及びその添付書類

有償一般募集増資（ブックビルディング方式による募集）及び株式売出し（ブックビルディング方式による売出し）2020年6月4日関東財務局長に提出。

(2) 有価証券届出書の訂正届出書

上記(1)に係る訂正届出書を2020年6月19日、2020年6月26日及び2020年6月29日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

事業年度 第7期第3四半期（自 2020年3月1日 至 2020年5月31日）2020年7月15日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

2020年10月26日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4（監査公認会計士の異動）に基づく臨時報告書であります。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2020年11月26日

株式会社Branding Engineer

取締役会 御中

仰星監査法人
東京事務所指定社員
業務執行社員 公認会計士 神 山 俊 一指定社員
業務執行社員 公認会計士 岩 淵 誠

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社Branding Engineerの2019年9月1日から2020年8月31日までの第7期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社Branding Engineerの2020年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規程に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意

を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。